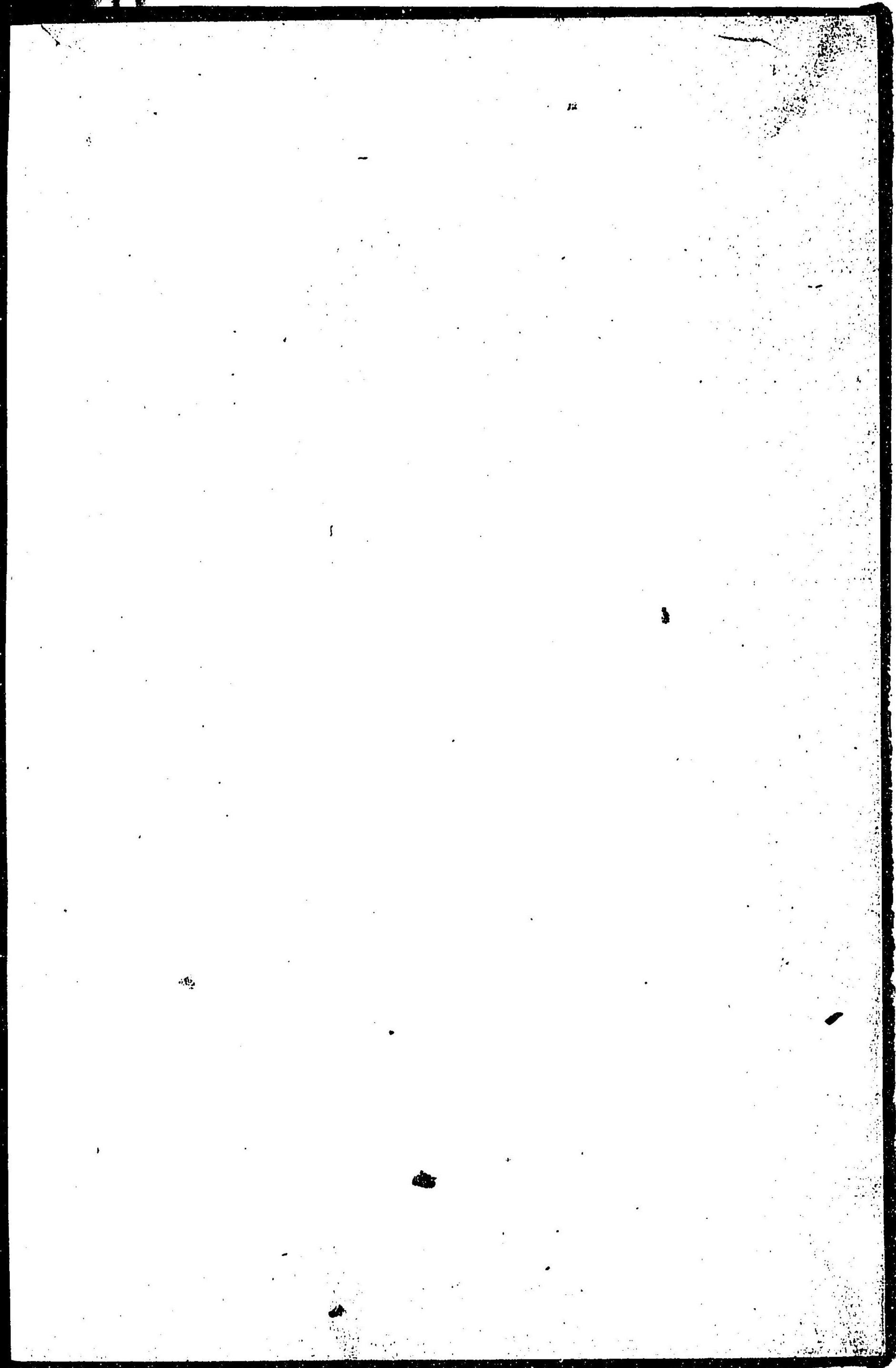


水車  
共五本

|   |       |   |   |   |      |
|---|-------|---|---|---|------|
| 水 | 東泉園蓄朝 |   |   |   | 六册子類 |
|   | 丹     | 号 | 架 | 函 |      |

神祇志



神祇志料集 四卷

目錄大意

門人 板垣信正謹記

明治九年圖書局交付

此卷は、六條天皇の朝熊野日吉社と東山遷し奉り給ひ賀茂石清水に

幸用途不足の事、武士神郡に押入り濫行せし事、六條天皇の朝齋王群行に

諸事不法の事、高倉天皇の朝齋宮寮の役工を充ふ事、國司進濟を致さる然

れども平清盛嚴島祭まゝ中官の爲に諸社に祭を行ふ時は甚盛なりし事

天皇清盛が横暴を憂ひ、石灰壇の御拜を行ひ、又其意に従ふ嚴島に行幸

あり、更に強て起請文を書せ奉り、剩へ神郡に兵糧を課せし事、安徳天皇朝

亂離甚く、神祇の祭典悉く廢れ、伊勢大御神天宮に向ひ給ふ由神教あり

しが程なく神器を擁て、西海に赴き給ふの變ありし事、後鳥羽天皇神璽な

くして御位に即給ひし事、武士神宮の御厨を押領し、又は神寶を盗みなど

甚じきことなりしを、源賴朝諸國地頭に下知し、神宮役夫工米を對捍す

る事を戒め、又書を常陸國府に下して、六十餘州は立針の地と雖も、唯大神宮に御領ならぬはなと云ふ事、諸國武士神祇を敬ふ事を知らせ、庄園日増る年中臨時の祭衰へ、日吉僧徒神輿を昇る、佐々木定綱を流罪とせむ事を訴ふるに、賴朝の威力も之を制しかたうりし事、賀茂祭使錦繡を飾り、又諸國宰吏頻に未社別宮を設け、國領公田を寄附せし事、順徳天皇神祇崇敬の詔を下し、又鳥羽城南寺の祭に託て、關東を伐の兵を召し給ふよ、武士等畏くも京師に逼奉りて、官軍を破り、諸社の神物を掠奪せし事、四條天皇の朝道路塞ふを以て、宇佐使空しく歸りし事、石清水の民と春日神民の争に依り、興福寺の僧徒朝命を奉せし、神輿を昇出さし事、後嵯峨天皇の朝、平經高神事再興を建議し、後深草天皇の朝、大嘗會用途を省減せらしし事、當時朝廷専ら佛事を修むる事をし、諸國司神社の修造を怠り、天下神社痛く衰へし事、龜山天皇再興の志まじし事、蒙古の使來りし時、宸筆宣命を伊勢と

奉り、天下諸社に御祈あり、且諸國武士力を盡さず戦ひしかば、天神地祇も靈威を顯はし、烈風大に興り、賊船吹覆されし事、後醍醐天皇神事の興行を議せしめ、諸公卿をして年中諸祭を分掌らしめし事、神々の保佑をばしありしと、天皇既と政事に怠り、神意を承遵ひ給はざり、威令天下に行はれざりし事、後小松天皇の朝、粗祭祀の禮を興されしを、恆例神事とへ猶古式の如くならざりし事共を、もらさざ考へ記せたり。

神祇志料卷之四

常陸 栗田寛 編輯

神祇四

二條天皇

二條院天皇永曆元年春後白河上皇平治<sub>ニ</sub>亂御祈の報賽に依<sub>テ</sub>日吉社に幸  
三冬又熊野社<sub>ニ</sub>幸し給ひ終<sub>ニ</sub>熊野日吉社と東山<sub>ニ</sub>遷祭りき百鍊是歲賀茂

石清水行幸の用途諸國濟<sub>ニ</sub>難きを以<sub>テ</sub>秋に至<sub>ル</sub>之を行ふ大神寶の役夫百  
人を畿内<sub>ニ</sub>徴<sub>シ</sub>唯三十人を奉り備前諸莊園又宇佐使の供給を致さざる

者あり山槐長寛元年豐受大神宮彌宜等武士の輩田畠の相論と號し或ハ鬱

憤の怨敵と稱<sub>ス</sub>神郡に押入動<sub>ス</sub>れば神人を殺し恣<sub>ニ</sub>神供を妨げ合戰鬪諍

を致<sub>ス</sub>事を訴ふ神宮雜六條天皇仁安元年休子内親王を伊勢齋宮と<sub>シ</sub>一代

其群行に當<sub>テ</sub>伊賀伊勢在廳官其供給を設げ<sub>テ</sub>或は破輿を以<sub>テ</sub>齋王を迎奉  
り或は寮の士武士に傷けらる<sub>ル</sub>如き不法甚多し一志驛に及<sub>テ</sub>官司ハ一事

高倉天皇

と勤る事なく、寮頭ハ御膳を供奉らむ山路又峻く、御輿行なやむを以て齋玉泣き悲み給ふに至りき、二年朝廷幣物に乏きを以て五社奉幣使を發遣し事あたはば、顯廣王記高倉院天皇承安二年齋宮寮役工を太宰府に充てしむるに、權門勢家新立れ地多く、國司進齋に泥て其用を供奉らば、玉記諸國大名ハ國役に應ぜず、諸莊家司は領家に從はば、顯廣王記然れども平清盛其崇る所の安藝嚴島神を祭り、又中宮の爲に諸神を祈る時は、祭式幣帛又甚盛也、參取玉海山槐記、源平盛衰記治承二年、中宮御産の故を以て、使を嚴島に遣し、清盛又嚴島別宮に御神樂を行ひ、新日吉に里神樂を奉り、松尾平野住吉北野貴布禰にハ成功を慕て祈禱の用途を出さしめ、伊勢石清水賀茂松尾稻荷春日日吉十禪師祇園今熊野嚴島社にハ毎月三千度ハ幣を奉らむ事を誓ひ、常行院總社に宮侍及有官輩をして八女田樂を行はしめ、又幣を石清水賀茂等、賀茂上下松尾平野稻荷三所、田吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、貴布禰、冷泉院内石上、崇神院、宗形、大將軍堂、京極寺、今熊野、白川、熊野、今日吉、法興院總社、法成寺總社、宇治、難宮、北野今宮、橋邊

勢、穀倉院内八幡、朱雀院石上、法輪一居士木島、今西宮、東光寺、四十一社に奉り、又太神宮石清水賀茂松尾平

野稻荷春日日吉嚴島に、各神馬を捧ぐ之を祈らしむ、中宮は清盛が女なるを

以て也、山槐記、源平盛衰記皇子既に生じ給ふに及て、後白河法皇を鳥羽殿に幽閉奉り

しらば、天皇深く之を憂ひ、大神宮を石灰壇に拜奉り、四年春、位を安徳天皇に

讓給ひ、猶清盛が意を和けて、法皇代爲に難を紓へ奉らむと思して、嚴島社に

幸し、百鍊鈔、源平盛衰記、平家物語秋又嚴島に幸て給ふに、清盛宗盛等御供仕奉りけしが、是

よりさき源頼朝兵を伊豆に起したるを以て強て源氏に一つ御心ならざる

由の起請文を書せ奉らしめ、東鑑、源平盛衰記、長門本平家物語其横暴此の如きのみならざ

使を伊勢神三郡に入れて、兵糧米を充課し、神戸民を追捕ふる事などあり

しと人々怨み憤りつゝに合せて、諸國源氏起りしかば、天下遂に大に亂れ、掛前東鑑、源平盛衰記、大意

十一月其亂を鎮ふ御祈代爲に承和康和の例に依り一郡の地を大神宮に寄奉り尋て幣を伊勢以下十七社に奉り、山槐記十二月天下諸國の

神に位各一階を増奉らしむ源平盛衰記、此後文治建治の如きは皆兵亂の所

に依り天下諸神に一階を増奉りき源平盛衰記、諸神記、參取園大曆、諸社根元記、養和元年熊野惡徒

等伊勢伊雜宮神殿を破り神寶を犯用し火を放て既ニ神宮も及ばむとす和

泉守信兼姓擊て之を退く玉海秋法皇左大臣藤原經宗右大臣藤原兼實も宣曰

く嚮ニ亂逆の事を諸社ニ祈らしむるに社司敢て懇祈を致さ者なし故ニ今

保元の時没官莊園を伊勢兩宮石清水賀茂上下日吉社ニ寄奉りし例に依て

之を行はむとて春日松尾平野稻荷等の神を加ふべきや否と議せしむ時に

經宗松尾三社を除て東國ニ神を加へ専ら大神宮八幡及宇佐を祈り給へど

奏吉記、藤原兼實名據玉海兼實曰保元四社の外春日を加ふる事尤宜きと似たり若之

を加ふる時ハ三社の中一社を畧難し其它住吉社ハ殊ニ國家を鎮護給ふ神

明として其名異域ニ聞え靈驗我朝に顯れ賜へり且關東の諸社當時沙汰に

及れど雖も鹿島香取を加奉らるべし抑件の宗廟靈社各封戸神領既も多

し今狭少の公田を割て新立の莊園を寄る事恐らくハ神慮に叶ふべくもあ

らざれハ唯永代を限り然るべき神事を定め給ひ宅社ハ官幣も預る神とし

て神稅封戸なく殆ど社壇を失ふれ類皆修造を加へて社領を置給ハ目ら

神慮に叶ハむと奏しきハ即保元四社外に宇佐春日住吉等を加へて田

園を寄奉り玉海又神祇官諸社の官司を召る本宮末社共ニ源氏追討を祈らし

め源平盛衰記尋て幣を二十二社ニ奉り吉記、源平盛衰記又金銀を伊勢大神宮ニ奉らし

む玉海、吉記、百鍊源平盛衰記冬法皇大神宮に幸し神樂を行ふの議あり兼實奏しけらく

叡慮に臨幸を決せらば議定に及ぶへりらと昔後朱雀院の時此議ありし

に例なきを以て遂行ハれど又中原師尙姓據中原系圖が勘奏せり聖武天皇行幸の

例もどより因准不足らば御神樂の事ハ宜しく本宮ニ問て後行ハるべし抑

天下の勢已に尋常にあらざれば百千の事を全く叶ふべりらば凡國の盛衰

ハ政の理亂ニ在なれば上天も神明を何てり君を棄奉らん今天下大平を致

その後政を淳素に復すべき御心より、御願を立給はば、其它の事ハ、臣が言べき所とあらざと申せざるを以て、事終り止き、王壽永元年冬初天皇即位の歲、清盛都を攝津福原と遷し、宮殿未と成らざ、時に大嘗會を行はんとして、之を議せしむ。玉海山槻記、平家物語、左大臣藤原經宗、權中納言藤原忠親、忠親官據公卿補任等奏して云、太政入道土木の功を終て、皇居を新にせよと、今遷す内裏遷幸の儀を行ふべからざ、且大嘗の禮九月必を齋場と設く、而ると猶皇宮を定めざして先齋場と定る事、理に背けり、故弘仁遷都の時、大嘗延引の例と因て、明年之を行ふべし。山槻記、左中辨藤原經房、官性據公卿補任曰、今年大禮を行ふハ、正式と雖も、先日既に延引の令あり、期日に迫る、今其儀を行ハば、恐くハ神事懈怠の患あらんと申し、玉海、其它公卿みな大嘗にハ十月東河を幸し、御禊を行ひ、北野齋場を造て、神服神供を調へ、龍尾壇と廻立殿を立、大嘗宮を造り、神膳を供へ、神宴あり、御遊あり、清暑堂の御神樂、大極殿の大禮豐樂院の宴會あり、而るに今宮殿未

た成らざれば、大禮行ふべからざと奏しければ、舊都神祇官にして、僅に新嘗祭を行ハれしが、明年高倉上皇の喪を以て、又其禮を果と事あるハ、源平盛衰記、平家物語、此に至て、始り之を行ふ、世人以て不祥とす、源平盛衰記、平家物語、二年夏、伊勢以下十社奉幣使を遣し、官兵の利ある事を禱り、吉記、又祭主をして、亂を靖むる事を大神宮に禱らしむ、百鍊鈔、源平盛衰記、保曆間記、時に北陸に兵大に破るを以て、公卿議し、けらく、伊勢以下の社に、法皇に御願書と奉り、又幣を二十二社と捧げ、石清水以下の社に、甲冑を奉り、諸神の階を増し、極位の神は、社司に一階を加へ、廿二社の外、諸國名神に、式文の如く幣物を捧げ、諸社神領の妨を止め、て舊に復し、追討を祈り給へと奏し、吉記、尋て法皇祭主親俊を召て、神宮行幸の事を祈らしめ、又官寮を仰せて、其吉凶を卜ふ、百鍊鈔、此後親俊神宮銀劔と法皇に獻て、神教を我は天宮に向ひ給畢ぬ、法皇に事は荒祭宮と申し附給へり、早く御劔を院に進、ぞべし、神宮をハ泰經之を行へと詔ふ由と奏、其事甚神

後鳥羽天皇

異也吉記、百鍊鈔、平宗盛等一族、天皇及神鏡、劔璽を擁て西海に赴よ及て法皇深  
 く神器の都を出させ給ふ事を憂坐て之を公卿に議せしむ參取玉海、百鍊鈔、源平盛衰記、藤  
 原經宗等以爲神鏡は濱床を立て御座を設け、恆例臨時の神事を儼にし、如在  
 り禮を致し、劔璽ハ踐祚の後還御と諸社に祈り、其踐祚行幸の夜は累代に御  
 劔を禮儀に備らるべしと申す玉海、源平盛衰記、八月、法皇に皇孫尊成として、踐祚の  
 禮を行はしむ、是を後鳥羽院天皇とす玉海、百鍊鈔、九月、參議藤原脩範を伊勢大神  
 宮に遣して、平氏を滅ぶ事を祈る源平盛衰記、此後藤原兼實即位の事を議して曰、  
 劔璽を受せして位に即の例神武以來、更に蹤跡なし、一日に位を曠るべきに  
 あらねば、踐祚あるべしと雖も、即位の時、劔璽の沙汰なくば、管無例の恨を  
 遺すのみよ、あらざ殆亂を招くの源たらむ歟、因て姑く此大禮を延て、三神の  
 歸御を待れば、神明宗廟の靈意に適く、自ら鏡劔璽符も還り給はむ、凡朝廷に  
 大專、劔璽の紛失に過る者なしと雖も、君臣共に此事を歎く者なく、七月以後、

天下に務多なきとも、更に此沙汰なきが如し、今又籌策を廻らさざ、早く即位  
 の期を定むる事冥鑿の恐なきよ、あらざ、即位以前、宜しく歸座の御祈あるべ  
 しと奏玉海、明年に至て幣と二十二社に奉て、神器京師に歸ふ事を祈り、七  
 月即位の禮を行ふ百鍊鈔、文治元年春幣を伊勢石清水賀茂に捧けて、平氏を滅  
 し、神器を還し奉る事を祈らむ、住吉社司等、正月十六日夜、流鏑第三神殿よ  
 り出て西方に向へ、事由を申せり、仍て御劔、寶器を住吉及諸社に奉り、又神樂  
 と内侍所に奏し百鍊鈔、既とて平氏西海に殲され、神鏡、神璽、恙なく都に還  
 り給ひ東鑑、百鍊鈔、爰に樞中納言藤原經房參議藤原泰通を遣して、鏡璽を鳥羽  
 へ迎へ、太政官朝所に移奉る玉海、百鍊鈔、源平盛衰記、天皇即大内に御して、鏡璽を温明殿  
 へ坐せ奉り、神樂を奏し玉海、百鍊鈔、夏幣を二十二社に奉て、鏡劔京に入ふ事を報  
 賽し、殊に神劔を得む事を祈らしむ玉海、東鑑、吉記、六月、筑前香椎宮前大宮司公友領  
 家、命に背き遷宮を妨ぐるの罪を責て、公友を追ひ、遷宮を行はしめ、冬、關東



よ勅きて所在武士伊勢神領伊雜神戸鈴母御厨沼田御牧員部神戸及相摸小  
 杉御厨を押領する事を留め又齋官用途と奉らむ東初豊後住人白杵維隆  
 緒方維榮等宇佐神殿を破り神寶を盗む此に至り社司之を訴ふ東鑑、宇佐朝  
 託宣集  
 廷公卿之下とて之を議せむ右大臣兼實奏きて曰宇佐宮黄金ハ寛治嘉保  
 の間仗議數度ありと雖も御前神寶の分を決する事なしとされ師尙問注記  
 に放生會の儀薦御枕を神輿に載奉り黄金を入る香爐管を神寶に列せぬ脩  
 正の時は唯其管を彌勒寺に移奉ると云り之を以て思ふも神寶たる事疑な  
 しと雖も崇重の趣殆御體と知り備案に宗廟の靈寶ハ猶公家の劍璽の如し  
 とさき神寶紛失殘る者なきと云ふ今黄金出來る事は實も崇ふべし賴業  
 勘申ぞが如きは件靈寶久しく他所に安置奉る事其恐なきにあらざ宜しく  
 新造の器を設け初度和氣使に附て送り奉るべし之を石清水宮と納るハ由  
 緒あるに似たりと雖も假に安置せらるる事還て便宜なきが如し今度の狼

籍往代の迹なし誠是朝廷無雙の濫行朝家第一の重事也尤公卿勅使を差て  
 告謝さふべき歟抑我朝亂を鎮むるの根原多く彼宮の神徳に在り近年海陸  
 路塞り祈請屢怠ると雖も逆賊を誅伐と遂ふ事は即靈廟の立應なれば今よ  
 り後彌冥徳を仰ぎ靜謐を祈申し濫行張本を輩は其身を召て罪名を考へ法  
 に任せて糺斷せし國家の大事宗廟に過るものなき時は斷罪は法寛宥す  
 べからば神官奏狀薦御枕を正體とすと云に就て之を案ふるに諸社の火災  
 猶廢朝あり況や宗廟御體に紛失は神殿の回祿を超たり濫行の事去年に在  
 りども沙汰已に近日に在る時は何てや朝廷廢朝の禮を闕べけむ又曰外記  
 勘ふる所先規詳ならざれとて石清水八幡靈箱の事尤准據とせざる足れり  
 彼は新造の器也黄金は御體と擬ふる神寶也其神寶を石清水に納るに因て  
 ハ賴業師尙等勘奏の如く神祇官供奉並に大祓を行ひ新に箱及辛櫃を造る  
 べし唯其香爐箱の形狀知り難ければ黄金の寸法に依り先新器を造り辛櫃

と織めらるべき也抑八幡壘箱破損の時度奉幣あり今度は新儀なれば奉幣以前と先其由を告申と殊に宮寺と仰せし祈請を致さしめ一日も早く石清水外資殿と納めらるば自ら神慮と叶はむと奏す玉明年春幣と石清水奉る假よ宇佐神寶を藏め後恐又使を宇佐に遣して其神寶を送奉らしむ玉百鍊 朝廷議を費す事此の如しと雖も維隆維榮等赦に逢る配流せ罪を免ふ時ハ大社を毀ち神物を盗むの大不敬を正す事ありと東鑑大社以下賊盜律此時世の中甚く亂れ道路塞りて朝祭料を備ふる者なく山槐諸國に神領武士に爲よ妨げられて神社修造の功を致さ玉海其甚きに至ては大原野神殿と亂入る御體及神寶を盗み稻荷の神體を取て途に投ち梅宮神殿を開き百鍊宇佐勅使を逐が如きの祈擧て數ふべから參取玉海東鑑百鍊鈔於是神祭の禮典天下を行はれ平氏已に滅ぶの後源賴朝に大政を任せられらるば神祇政事みな關東より出る朝廷行ふ所は祭事總に極例行事に過ぎるのみ東鑑百鍊鈔神皇正統紀大意

初朝奏こく我朝ハ神國也往古の神領は舊よ隨て之を奉り又新に諸社に所領を増し中よ就て鹿皇大明神上洛の由風聞ありしが果きて賊徒と追却とぬる事神代冥祐と謂べと又諸社破壊ハ從て受領の功を召付けて修營せとめ極例神事式條の如くならとめん事を請申とかと當時朝廷之を施し行ふ事あたは比後賴朝府を鎌倉よ開くに及る神社を修め神領を奉るもの又多と東鑑源平盛衰記二年夏關東奏て曰前對馬守親光姓曾て神事成功の宣旨と蒙り八幡宮以下鎮守諸大明神六十餘社の寶殿を修造と或ハ放生會御輿及神殿御戸帳舞裝束等を飾り奉る事准額三萬餘匹よ及べり凡任國の時神殿修造の功ある者其賞を以て重任遷任と仰する例也且賀茂齋院の成功よ依て既よ重遷任の宣旨を蒙る時ハ早く勅裁を賜へと奏と即勅とて親光を遷任せられき又東海道諸國守護人と仰せて總社に破損と修造せとめむ事と請奏と秋院宣に依て賀茂社領備後有福莊近江安曇河御厨と妨くる武士の狼籍を停

止東止東止東凡近江美濃尾張參河遠江丹波攝津播磨美作備前備後伯耆出雲伊豫周防和泉淡路紀伊阿波能登若狹加賀越中諸國みな賀茂別雷の神領御厨あらざる者なし然もとも元暦中源平武士恣に神地を押妨くるを以て勅して神事に用途を勤むべく制さめ給ひ此に至りて又山城播磨周防等御厨任人に仰せて別雷社の神役を勤む賀茂注進雜記三年春關東に勅さる安山義定の代官伊勢齋宮田櫛田郷を押領け罪を責て遂に其地を収しめ又西海地頭等も仰せり嚴島神主佐伯景弘神劔を求るに根米を充しむ去年秋關東比企朝宗を使きて上皇御熊野詣に用途を献り是歲又法皇熊野詣の爲に砂金を進む五年太神宮神人等訴に依り畠山重忠が所領沼田御厨を呂放きて吉見頼綱も充つ沼田民又其民戸も追捕も財寶も奪ふの事を訴ふ即使を遣て之も停む建久元年諸國地頭等造伊勢太神宮役夫工米を對捍をも以て關東に勅して之を責む頼朝奏きて曰頼朝知行の國々ハ朝命のまゝ沙汰

を致し御免の莊々信濃越後上總等地頭家人等も造營所注文を下しぬれハ誰か宣旨を對捍せむ宇都宮熱田宮八幡宮御領所役進濟もへき由命に従て下知を加へむ廿年一度の役ハ朝家の大事なきば懈怠を致さべからざと奏る夏造宮使信濃未濟ありと云を以て勅して雜色時澤を使ふ副て催し獻ふべき事を仰せ頼朝又書を上て曰知行八箇國充文返抄等ハ別目錄に載て之を注進す此中相模武藏ハ近境なると以て速に究濟の下知を加ふと雖も其他六國ハ土地相隔る故に國務沙汰人之申付て沙汰せしめむ尾張住人重家重忠等所課は法に任せて御沙汰あるべき也中原親能大江廣元知行の地ハ造宮使に申狀のまゝ下知を致せり此外ハ輩事を頼朝に託て猥に遁避を致さば宮使をも廳使をも差遣きて嚴に責催し給へと奏さ東此後頼朝手書も常陸に下きて云伊勢太神宮禰宜等御裳瀧河堤役の事ハ解狀を見らる代々の宣旨並に勅定嚴密に上當宮より充催さるる神役餘社に比しあらざ何

の輩か背奉らむ而も東國神領に居住の家人事を頼朝に寄て納法に論と致し或は先例不辨の由を申て對捍を致すと云り是甚神慮の恐あり早に宣下に任せて神戸御尉御園の勤不勤の論を申さば知行八國內の家人等給田堀内と雖も神領内と云に於てハ一圓に充催三猶子細を申者は交名を注して罪科に行ふべし納法に論事不當役夫工米の濟例に准て慥に沙汰すべき也凡吾朝六十餘州ハ立針の地たりと雖も太神宮の御領ならぬ所あるべからば就中平相國世を亂りて時殊に當宮に祈念仕ふ事ありと云精誠感應して忽に彼逆臣を亡し天下今も無爲なる事を得たり太神の冥助に非ざれば何れ如此の朝敵を亡し事を得む是を以て當宮役夫工並神稅以下訴訟をば急速度々裁定了ぬ返さく神官禰宜の催さるれば敢て背くべからば若限外に非分の妨を成す時は之を正すべき由を誠しむ稅所 文書二年石清水社司等關東家人内藤盛家本社別宮領周防遠石莊に亂入て神人を傷げ神稅を抑留せし

事を訴ふ依て關東に勅して之を禁めしむ東當時諸國武士神祇を敬ふ事を

知らざしと恣に振舞ふ事大抵かくの如し關白兼實が所謂頼朝天下に亂を鎮めてより太平となりぬれども莊園日増て七道大に苦み公事既も廢年中臨時の祭又衰ふ大廟の神靈いかに鑒臨し給ふらむ浮樸の風慕ふと雖も及ふべからざといへば蓋又此故也玉初近江佐々木定重が父定綱延曆

寺千僧供領の闕乏あるを以て日吉社官等神鏡を捧げ定綱が門戶城壁を破り家人を責恥せむ耶從之を防きつるに社官を傷き誤て神鏡を打破りき故其

僧徒八王子客人十禪師祇園北野等の神輿を昇來て定綱を罪せし事を訴ふ東鑑天台座 主記百鍊鈔法皇武士を遣はして之を止めしむれども聞て各神輿を陣頭に棄

去る百鍊鈔朝廷已む事を得ば遂に定綱を遠流と處せしむ頼朝の威力を以て頗る之を憤りしかど又如何とせざる事あたはざりき參取東鑑 百鍊鈔四年伊勢石

清水等十二社に使を遣し幣を奉て痘瘡天變を祈らしむ大内記宗業姓伊勢

宣命草を奉ふと神道佛界に祈るの語あるを以て藤原兼實三寶の字あるべ

うらさる由と難るに他社の例憚なると奏と上卿大納言藤原實宗實宗官姓

任等謂らく我朝の習伊勢を以て本とせし時ハ他社の例に因べうらさる申

とらうと終に之を改む事なし其古典に暗く佛法の溺る事此如き者あり

玉海是以僧徒神威を假々朝廷を劫し奉りき東鑑明月記此後元久承元の間賀

茂祭近衛使の車銀を以て種々の物色を飾り籠馬副童春宮中宮使の儀衛皆

錦繡を装ひ甚く天下財を費しき明月記仲資王記朝廷唯綾羅錦繡を飾り奢侈を

事とせしのみにあらず専ら舞樂競馬と玩ふ事を知て神を敬ふの實を知ら

ざ諸國宰吏類も末社別宮を設け國領公田を寄奉るが如き其弊甚多し參酌

記百鍊順德院天皇位も即給ふに及々之を革むるに意あり建曆二年詔し

玉葉大意曰吾朝彝範神を敬ふ事を先とし萬機に政も祭を慎むを以て先とせし是以て

邦を治め民を安くせしハ皆幽冥に依り故恆例臨時の祭は禮儀を儼にす

順德天皇

べきを有司事を怠り諸國對捍を致し唯條令に背くのみにあらず却々神禁

と黷す者あり早く祭式を守り催三行はせばあるべからざ中々就て祈年祭

曰下四度幣物業案上案下の備あれども諸國諸社に奉送の禮なきが如し宜く

建久二年宣旨の隨に之を行ふべし且祈年穀以下伊勢幣率分所納物或は

年季に充て或は當日刻限も進濟するを以て儀式空しく夜景に入り發遣殆

曉更に及ぶ事あり今より以後慎て怠る事なれば凡有封社司神社を修造る

の勤格條に炳焉なると社司徒も社領利潤を貧て其破壊を顧みざる故に叢

祠に離荒て秋露空しく滴り且小破れ修理を加へざ大損に及て奏聞も頻に

別功を申請し剩へ巳が忠を稱し造畢る由を偽るは之を政途に論せざるに甚

科條も背けり故社司符旨に違ひ修造を怠る者ハ見任を解き人を撰て改補

し殊功ある者ハ褒賞を加へむ唯社領少き者は損色を注し言上を経るに従

て別功に課せ造營せしめを近頃京畿諸國恣も末社を神領の地に齋ふハ敬

神に餘あるに似て還て奠祭に不信に涉り、加之別宮末社の加増に就て都鄙田地に掠領を致し、法紀を亂し、是より甚しきはなし、今より後、嚴制を畏れざし、奉鎮を企む者ありとも、永く禁遏せむ、諸國の吏或は身の祈と稱し、或は人語を得て、恣に國領公田を神社に寄進し、永代免許の字を載るを以て、新司之を停むれば、本所類に愁を結び、當任之を充むとすれば、後代定めて立錐の地を残さざる歟、今より勅免地を除くの外、永く然らしむ事なれば、伊勢太神宮以下諸社司訴ある時は、狀を勅して官に付く、官頭藏人を以て奏聞し、是非を尋ねて裁判する者、則聖代の軌範也、而も近年外は例の隨に上達せざし、内は縁に依て濫奏を企て、奥に媚る事を求めて、裁定の理を仰ぐ、神に非禮を受され、定て真慮に乖かむ、今より法の如くならざる者、重科に處せむ、神人は齋敬を以て本とすべきに、頃年濫惡に民神人と云ふ者、城に盈て、偏に神眷を畏し、如此者、今より後、宜しく法に従て、糾斷せよ、賀茂祭使

齋王袂供奉人の笠車、金銀珠鏡錦繡を用ひ、從類僮僕の裝束、綾羅織物銅薄の衣を用ふる事を禁め、京畿諸社祭の供奉人裝束、或は綾羅錦繡を裁し、金銀珠玉を飾るは、神事に嚴重に似たりと雖も、偏に國家に費なれば、永く禁制し、違ふべからざと制給ひ、玉葉職建曆二年宣旨、尋て賀茂祭使風流の裝束を止む、業資王記、建保元年、清水寺僧延曆寺僧と地を争ひ、城を築て戦むとぞ、時、使を遣して兵を罷むるに、延曆寺僧命を拒き、使者を罵る、使者還て狀を奏す、即勅して兵を遣さる之を捕へしむ、近江守源賴茂山後より襲て僧十餘人を斬り、二十人を擒よしければ、僧徒大に怒て、日吉七社以下御簾神鏡を截落し、諸門を鎖し、祠官宮巫を追ふ、參取明月記、東鑑百鍊鈔、朝廷患て西面を罪すれども、僧徒聽ざるを以て、日吉祭を賀茂祭に準へ、近衛使を遣ふ、六月會用途を給ひ、辨官行事をべき事を約す、宥めしかば、僧徒皆鎮りき、明月記、一、六年秋、是よりさき、箱崎官留守等、大山寺神人を殺すと以て、留守を獄に繋ぐ、延曆寺僧猶快しとせ、日吉

明月記、一、六年秋、是よりさき、箱崎官留守

の十禪師八王子客人祇園に大政所波采女少將并京極寺等神輿各一基北野  
 二基天神三所を振り京師に入り箱崎宮を以て本寺領とし管主石清水別當  
 僧末清と流さむ事を請ふ北面に勅して防さむるに兵衛尉加藤光資八王子  
 駕輿丁の腕を撃斬り汚血神輿に濺き僧徒矢に中ふ者あるを以て神輿を陣  
 頭に棄去き參取東鑑明月記初僧徒本地垂迹の説を唱ひ神祇を以て寺家の  
 有とせしより以來事少しも意の如くならざる時は神木を昇き神輿を振る  
 朝廷を劫ふ濫訴横暴至らざる所なく天子の貴きも猶殿を下て神輿を避給  
 ひ諸術を以て宮門を閉衛らさむる事皇居災と罹る例の如し撰附類聚國史  
扶桑略記百鍊  
鈔明月記東鑑禁秘是歲本院三度日吉社と幸ふ承久元年又日吉社に幸ふ給  
鈔元亨釋書大要ふ蓋關東を滅さむ爲の御祈也百鍊鈔帝王編年記一  
代要記東鑑皇帝紀鈔本院嘗て關東の權を專  
 らにせむ事を惡み給ひて頼朝兵權を執しより力及ばざしと止にたれど今  
 幸ふ其嗣亡ぬ然るに北條義時其家人と云ふ仰せに之に従はざるを徒らと捨

後堀河天皇

置なば王威斯に盡なむと思し即日吉社と忍び詣て終夜大宮の御前よ  
 いうめさき御祈たてさせ給ひけしが三年夏鳥羽城南寺流鏑馬よ託て兵士  
 を召て義時を討しめ給ふに義時叛奉り京師を犯さる官軍頻に敗られき承  
久  
記保曆間記參  
取増鏡東鑑故朝廷幣を十一社に奉る戦勝を祈りさうども武士直に京中  
 に入て諸社の神物を掠奪ふ事又甚しく遂に本院を隱岐に遷し新院を佐渡  
 に遷すの禱あり參取百鍊鈔東  
鑑六代勝事記後堀河院天皇安貞元年將軍藤原頼經造伊勢  
 太神宮役夫公米諸國飢疲ふと以て辨備がたき由を奏したかど御柳用途  
 闕くと云ふ依て駿河伊豆と仰せし之を役せしむ東鑑  
脱漏寛喜元年四月去年松  
 尾神輿迎例と從て桂供御人船八艘を備へ神輿を渡さ奉る時西七條住人等  
 神船よ入て制止を加へ遂に鬭諍あり供御人神輿を河岸に遷すと以て社  
 司之を送奉るに七條住人更に神輿を昇送て河邊よ棄奉りき爰に七條神人  
 等供御人を訴ふ朝廷之を決むる事あはざ此に至て祠官巫女祭所と參會

四條天皇

つれど、神人神輿を送奉らざらざるを以て祭を行はざりし、十三日僅神輿を出して  
 其事に仕奉りき、六月祇園祭に朝廷甚く財力を盡して、殊に美しく祭を營み  
 秋、河崎總社祭に庶民其神異を稱して歌舞風流極めて盛なりき、明、月三年、六  
 波羅に勅して洛中諸社の祭非戰武勇の輩之に預る事なからしむ、東、四條院  
 天皇天福元年、宇佐使豐島驛より歸來る、雜事整はざり道路塞るを以て也、百、錄  
 嘉禎元年、石清水神領薪莊民春日神領大住莊民、互に木を争て之を殺せ、既  
 して興福寺僧徒薪莊家六十餘宇を焼き、神人を殺せ、を以て勅して兵を遣て之  
 を拒しめ、又使を石清水に遣て、鬭争の事を問ふ、神人等官使を追還し、神輿  
 と宿院を移し、京に入て事を訴へむと依て左少辨藤原兼高をとて之を諭し  
 尋て伊賀大内莊と石清水宮と寄と、大納言源定通と遣て神人の意を慰  
 ん神人等命に従はざり、百、錄、參、取、明、月、記、兼、高、姓、據、公、卿、補、任、改、て、因、幡、を、寄、して、神、輿、の、入、京、を、留  
 めむるに神輿即歸座あり、東、靈、神、輿、以、下、百、錄、冬、興、福、寺、僧、春、日、神、人、神、木、を、捧、け、京

に入て、薪莊を賜ひ、石清水別當宗清を流し、神人、交野宗成を誅せむ事を請む  
 と朝廷兵を遣して之を拒しめ、百、錄、抄、明、月、記、勅、使、を、春、日、遣、して、僧、徒、を、諭、し、宗  
 清を獄に下し、石清水神人獄を破り、宗清を奪ふ重て使を遣して春日臨  
 時祭を賀茂八幡に准へ、公卿使を立らざるべしと諭し給ふに、僧徒雲の如く集  
 る命に從はざり、明年正月、神木神寶を棄去る、百、錄、北、條、泰、時、使、を、遣、して、嚴、に、之  
 を諭し、去らば僧徒畏きて神木歸座ありき、東、靈、百、錄、抄、秋、僧、徒、意、の、如、く、な、ら、ざ、り  
 を以て又神木を捧て朝廷を切し奉らむと計りし、と泰時權、大和守護人  
 を置き、寺家莊園を取め、莊園に地頭を補し、京畿諸國武士、南都の路を塞し  
 め、其出入を止まらば、僧徒又大に畏れ、神木を本社に還し奉りき、東、安、貞、よ、り  
 以來、朝廷唯僧徒に横暴を苦しみ、神地を増え、祭使を下し、其意を慰ふ事をの  
 み旨とし、大に皇威を耀し、泰時に爲所をなして、彼が勢を折き給ふ事あた  
 り、惜哉、新、雨、東、靈、百、錄、抄、平、戸、記、大、要、然、れ、と、興、福、寺、僧、珍、喜、伊、勢、太、神、宮、役、夫、工、米、に、催、使、を



後嵯峨天皇

侵す時は忽に其僧位を解き祇園の僧勝圓外官役夫工の催使神部を傷くる時は神部等其神寶を祈損へとも又咎め給ふ事なし其神祇を敬ふの義未と全く亡と云者見ふべき也百鍊仁治二年勅して御禊大嘗會用途田地一段毎に錢二百文を進進ふべく制給ひ後嵯峨院天皇寛元元年關東令を諸國に下して大嘗會用途の未濟を徵しめ三年又令を西國之下とて平氏及甲乙人の所從を神人の補と諸社神職等事を神威と寄て領家地頭の地を管領と民の煩をなと訴を致す事を停めと東二月神事興行の議あり平經高奏と云祈年穀月次祭諸社祭禮幣物庭積等みな其實なし今沙汰なくば後恐らくは治め難し徒に式數を従ふ時は其物多く無實也仍く文治中光長卿無實物は代物を定められ殊と新式を立べしと定め申と記録所に於て沙汰ありとかとを其事終に行はれど建曆建保の間又此議ありて其奉行人數等を定められと又施行なく近者仁治に至り其法を定られき近來季充幣なほ違亂あり

總て對捍國分を以て兩三年分召越ふ故に諸國隨責に堪ざる事を愁ひ或は前日當日に至て織儲くる事ああたはと切續を以て之を奉る○按神宮御抑季充の建久中年分勾當辨棟範朝臣定められてより之と違はざり也が年と經ふに従て違ふ國あり故度と其國を切替ふ頃者又此の如と諸國對捍の所納物其由を尋て申と處理あらば切替ふと理なき者ハ之を責給はとハ神事興行の義よあらすと申と平戸然れども此後又祭祀用途の足らざる事を思ふ後深草院天皇即位の歲大嘗會を行ふ朝廷議ありて大に費用を畧られとかと猶其闕乏ある事を致せり公卿議奏とて曰是よりとさき大嘗祭料諸國各二十餘萬匹を奉りとか是歲甚く威儀を減き調度を畧き仁治中の物と通用らふを以て各五萬匹を獻らしむ唯諸國少く不濟れ故に行事官節會樂人裝束等關する事を訴ふ仍て尾張伯耆下野播磨大隅等及關東不進の諸國と充謂とふ皆御袂用途を充らししより後未と幾時を經だ役夫工

計會の間、民愁止難と云を以て諸莊園の役を停め、太政大臣藤原實氏姓名據

任 四萬匹を進めて其闕乏を補ふ由と奏す、爾勅して曰、諸莊園段別之支配る

者ハ建曆中ハ制に於て舊例とあらざ、大祀用途ハ必しも臨時徴下の事にあら

ざ、關東諸國公田を除くの外、他例を引て役夫工を勤めざ、故宜とく諸國正税

と募て、彼用度の闕乏之充べしと詔ひき兼實、然れども朝廷専ら佛寺を修むる

事を事として諸國司神社の修造を怠り、之を正と給はざるを以て、別當

神主等も神物神領を貧て、與隆の志なく、遂に天下神社大に衰ふる事を致さ

龜山天皇

き參取阿屋關白、龜山院天皇弘長元年是よりよき、關東頗る神事を興すの志

あり、此に至て令を下して曰、祭は豐年よ奢らざ、凶年よ儉せと云者、禮典の定る

所也、然るも近年神事衰ふるに從て、或ハ古儀に背き、或ハ侈を事として、世費

を思ふ神慮測り難きが上に、人事よ益なき、今より以後、恒例祭祀、陵夷を致さ

ざ、臨時禮奠、過差ある事なり、又有封社ハ、代々の符に任せて、少破の時修理

を加へ、若大破に及ばば、其由を言上て沙汰すべき制なるも、近年社司恣よ

神領の利潤を貪り、社壇の破損を顧る事なし、唯神慮を畏れざるのみであら

ざ、公平を忘ると謂へと、今より後、法制に違ふ者は、其職を改補せしめむ東文

永元年十一月、日吉小五月會を行ふ、此日前右馬頭平敦朝參河國を賜り、三千

六百貫用途を進納し、造る所ハ七社神輿を、本社よ送奉る、武士各甲冑を裝ふ

て之に從ひ、唐崎の南より下馬して、大鳥居に至る時、僧徒又甲冑を被り、社

司御子等と伴ひ來り、大宮樓門の前に昇居奉り、祝言申じて、各本社に納奉り

き天台座、初寛元中、神事興行ありじより、此に至て祈年祭幣物猶式の如くな

らざ、所在を知らざる神社の幣徒に神祇伯家と置る、明年其班たさる

幣物ハ、神祇官人よ分與ふべきか、燒棄すべきや否を議せしむ深心院關白記、五

年蒙古高麗と因て、好を求む、其善辭無禮なりしかば、北條時宗直よ其使を却

り五代帝、神馬及劍を賀茂社よ奉て之を祈る、朝廷又臨時二十二社奉幣使と

立て、帝王編年記 權大納言藤原通雅とて、宸筆宣命と伊勢太神宮に奉り、五代帝王物語

伊勢公卿勅使例 秋、天下諸社に大神寶使を發遣と、吉續記 一院賀茂及石清水宮に幸じ

て、御祈じ給ひ、帝王編年記 八年、蒙古使來るに及て、天皇石清水宮に幸じたまひ、

吉續記 又權中納言藤原公守と太神宮に遣じて、蒙古の難を告じむ、伊勢公卿勅使例、吉續記

後宇多天皇

後宇多院天皇即位の歲、蒙古西海に寇せしと聞えしかば、石清水宮に幸じ、又

種々の御祈を始め給ひ、八幡愚童訓、一代要記 幣を十六社及三社に奉らむと、對馬國

府八幡假殿より、火燄燃出、管崎宮より神軍出て、敵を射るが如きの神怪大に顯れ、

帝王編年記、八幡愚童訓 賊船二百餘艘みな浮漂して、終に海に沈没たりき、參取、歷代要記、帝王編年記 建治元年、關東蒙古の使を斬り、帝王編年記、關東評定傳 三年、其寇を弭る事を十

二社に祈る、興福寺畧年代記 弘安四年、蒙古の兵船數千艘筑紫に來寇と、歷代皇紀、帝王編年記、關

東評定傳、八幡愚童訓 新院石清水に詣て、一夜御祈を給ひ、公卿諸臣をして、神樂を行は

しめ、又七社の御祈を始め、八幡愚童訓、參取、增鏡 七月、新院日吉春日に幸じ、閏月朔、天皇

太政官に幸し、官廳より神祇官に幸し給ひ、大納言藤原經任を勅使とし、

幣を伊勢太神宮に奉り、賊難を祈らしむ、伊勢公卿勅使例、一代要記、帝王編年記 此日晴た、空忽

に暗く、黒雲一簇石清水宮殿を覆ひ、白羽の鎗矢、神殿より西を指し、鳴音夥と

かりき、增鏡 新院も又我世にしき如、斯事出來、賊に此國の傷はるべく、御命

とめべき由御手づら書給ひて、伊勢太神宮に奉り、增鏡 其他大小神祇に勅

使を下し、奉幣を捧げせよと云所なく、賊心を盡きて、神祇を敬ひ給ひ、關東諸國

に武士も、又神威を戴き奉り、皇威を振ひたまはば、天神地祇みな靈威を示し給

ひ、參取、神皇正統記、大平記、八幡愚童訓、關東評定傳、河野家譜、珠章記、蒙古襲來書詞 諏訪、八幡、日吉、住吉、小守、勝手、二十

二社、伊勢神宮に末社風社、神名帳に載る所の三千七百五十餘社、○按、神社の數、神名帳と

異也、然れども姑舊文、及山家村里の小社、標社、道祖の小神までも、震動して、御戸

の開かぬは無ししが、夥しき大風吹起て、賊船みな吹破られ、十萬の兵、海に沈

みけせば、生殘る彼國に還る者僅に三人のみなりき、參取、太平記、增鏡、一代要記、八幡愚童訓、神明鏡、十

萬己下元、明神の英威靈德、大概此の如くなふ者、實に人力のよく及ぶ所よあら

史、五雜俎、參取一代要記、神皇 志、又庸智れ測度識るべき所にあらざ、畏みて敬奉らざるべけむや、

正統記 此後新院賀茂兩社に臨幸し給ふ事、前後凡三百度、其他八幡、日吉、春日

住吉と詣給ふ事又屢なりき、蓋伏見院皇位に即給ふ事、新院の御意よ稱はざ

ふを以て也、一代要記、蓋字以下御酌増鏡大意、伏見院天皇正應二年、氣比社神官等、神輿を昇奉

り、國司神社に造營を怠り、且神人を傷くると以て、國司を改め、目代を流罪に

處せし事を請ふ、吉續記、永仁元年、伊勢風社の號を改めて、官號を奉り、官幣に預

らざる、神祇本源、蓋弘安の御祈れ報賽也、後二條院天皇正安三年、大和の民亂を起し、

春日四社神鏡八面若宮神鏡十面を盗み、二上山に據り、興福寺年代畧、

冬神鏡を竊む者を索め、幣を春日社に奉て之を祈らしめ、十二月に至て、悉

く神鏡を獲て本社に藏奉りき、吉續記、興福寺年代畧記、嘉元元年春日社神厨災あり、第四

段の神鏡を失ふ、即其由を占ひ、使を遣して神庫の鏡を代置しむ、興福寺畧年代記、

後二條天皇

治二年興福寺僧、春日神木を捧て、事を訴ふ、神木法成寺に入に及て、公卿相率

て之を迎へ、明年正月、神木猶京に在を以て、朝廷叙位を止め、宸筆宣命を下し

て、僧徒を諭し、其請を聽と給ふを以て、神木歸座ありき、歷代皇紀、興福寺畧年代紀、皇年代畧記、公卿

任、降々南北の際に至り、僧徒横暴益甚と、神輿神木の入洛終と止事なし、國大

曆、歷代皇紀、大平記、花營三代記、初後嵯峨院位を後深草龜山に傳へ、神皇正統記、特と龜山院の後よ

繼しめ奉らむとし、後宇多院を東宮とせらる、神皇正統記、増鏡、吉續記、正安三年、參取梅松論、時に

後深草院此事をありと思と、内侍所より祈り、御拜の數を副給ふ事、凡五千七

十四日よ至りき、増鏡、此後北條時宗の議よ依り、伏見院を後宇多の太子とせし

より、後深草龜山の後、互と皇統を承給ふべく定め申と、又時宗の子貞時謀ら

ひ申と、後伏見院を伏見の嗣と、參取増鏡、神皇正統記、梅松論、之を後二條花園に傳ふ、神皇

正統記、皇胤紀運録、龜山上皇嘗て後醍醐院をすま奉らむと思して、告文も八幡神よ

祈給ひしかと、終り後二條に踰事あたはざ、神皇正統記、文保二年よ至て、始て位に

後醍醐天皇

祈給ひしかと、終り後二條に踰事あたはざ、神皇正統記、文保二年よ至て、始て位に

即給ひき、歷代皇紀、元應元年、諸公卿に勅して、神事の興行を議せしむ。藤原宣

房奏さく、祈年月次、諸祭、近年所司具はらば、一人數事を兼ね、官人上卿内侍參

押を待たさく、之を行ひ、大中小祀幣物名ありて實なき者、宜しく建長寶治文

永の例に因て、與さるべき由を奏す、或は又内外宮諸社朽損て、御體雨露に侵

さき、盜神段を推昇て、神寶を竊去る者あり、宜しく假殿遷宮を行て、神寶を獻

り、神宮領天慶天祿より後、或は宸筆宣命を載て、不易宣旨を下さるゝの地、先

帝の時關所と稱し、朝恩と云々、他人に賜りしを以て、或は寺領となる者あり、宜

しく改めて神宮に返さ、附け、臨時祭と再興し、又ハ神段を修め、松尾、梅宮、大原野

吉田、園、韓神社を料國を附け、或て用途を關東に充べしと奏さき、萬一元享元

年夏、辨官藤原資房、藤原經躬、藤原資明、平成輔、平行高として、各春日、大原野、平

野、梅宮、松尾、園、韓神、祈年、鎮魂、東宮、鎮魂、大祓等、年中諸祭を分掌らしむ、元享元

冬、本院書と石清水を奉て、皇子量仁親王立坊の事を祈る、後伏見院、嘉曆三年

よ至る、皇太子よ立給ひき、歷代皇紀、皇胤紹運、皇尋て本院又願文を賀茂社

と奉て、皇太子速く皇位を繼む事を祈申さき、後伏見院、御願書此後北條高時已が威

を恣に志皇統の事を議申しげさば、天皇深く憤り坐て、其族を滅し給へむ

とせさより、遂に元弘建武の亂あり、參取神皇正統記、太平記元弘元年秋、天皇高時が廢立

を謀る事を知食て、三種神器を御車に載奉り、潛り笠置山に幸と給ふ、増鏡、大

時に高時皇太子を以て帝位に即まるらせ、昆沙門堂所藏記、皇胤紹運、大佛貞

直として神器を新帝に傳奉らむ事を請ふ、天皇中納言藤原藤房を以て勅旨

を傳へて曰く、神器は古より繼體の君位を受させ給ふ時、之を授奉る者也、四

海に威を振ふ逆臣、天下を掌に握る事ありとせ、未だ此重器を擅とて、新帝

に渡奉る例なし、且内侍所をば、笠置に捨置奉しかば、戦場の灰塵にこそ墮と

せ給ひつらめ、神聖ハ山中に迷ひし時、木枝を懸置さるゝと、遂にはよき吾國に鎮

護とならせ給はぬ事あらじ、寶劍は武臣神罰を願みせとて、玉體よ近き奉る

事あらば、其刃を伏させ給へば爲に、暫く御身を放たるまじと仰せければ、貞直等詞なくして退きしが、大波羅に幸し給ふ時、重て請申すを以て、即新器を授給ひき、太平記、參取皇年代畧記、增鏡、○按諸書新器の事を言はず、其說本紀より詳也、又接皇年代畧記、神璽聊子細ありと云ひ、增鏡、○隱岐より還幸の時、璽の箱を御身よりとあるに據、時は、鏡劍をば舊物を渡し給ひりれど、神璽は神世の物なる故に、新器を造て授給へるゝ似たり、姑附て後考ふ所也、年、隱岐に遷り給ふに及ぶ、高時薙髮を勧め奉ふ、衣籠の御衣を脱せ給て、假令皇居を淨め、石灰壇に准へ、日毎に沐浴して、太神宮を拜奉りき、蓋神璽を保護せ給ふを以て也、太平記、三年出雲杵築社に勅して、逆賊を亡し、王室を興復せしむ、出雲日御崎社文書、○按本書寶劍の事、年號を記さざればとも、當時寶劍を北主に渡されし故に、此勅ありて事著し、故今姑く此に附く、夏、東軍悉く敗れ、北條仲時時益等又誅せらる、官軍やがて京師を復し、本院新院新主を取參らせ、參取神皇正統記、太平記

梅松 源忠顯の神鏡を權大納言藤原公宗が第に得て、之を禁中に安奉り、皇年代畧 守良親王の兵士の前に授けし劍璽を近江番馬に得て、朝廷に奉る、太平記

時新田義貞兵を關東に起し、神祇の佑を得て、直に鎌倉に入て高時を誅し、天下悉平にければ、天皇神璽を聖體に副て都に還らせ給ひき、太平記、神皇正統記、皇胤紹運、公卿補任、保曆間記、世人みな之を歡びて、源賴朝權を専らにしてより、朝廷政柄を失ひし事、既に久しかりと、此に至て輒く治めらるゝは、實に天神地祇の力也と仰き奉りき、神皇正統記 然れども天下の道路壅塞て、諸國に召物を催す事あり、國大 賀茂御阿禮、日吉祭の如きも皆絶て、祈年祭案上案下官幣の神社も、其所在を辨ふべからざるに至り、太平記、建武年中行事、建武元年、天皇石清水社に幸て給ふ、是よりとき天皇稍政事に怠り、奢侈を事とせらる、故是に至て佐々木高貞の橋渡の使よて装を麗美くと、高師泰は侍所にて、毛汰の馬背を番はせ、隨兵百餘騎を従ふ、權中納言藤原藤房の檢非違使の別當なりければ、人皆目を驚まばりりに装て、御供仕奉りき、太平記、天正本、太平記、東寺長者補任、既とて藤房官を棄て去り、公卿補任、護良親王鎌倉に流され、元弘日記、尋て足利尊氏、叛き奉り、延元元年

年、京師を犯せよ及て、天皇日吉大宮より幸せ給ふに、僧徒参る者なかりしかば、  
寂念を惱み、宸筆御願書と神殿に納奉るに、感應響の如く、三千僧徒悉く集來  
りて、官軍力を得たりき。太平記 當時新田義貞楠正成等謀畧を盡して、尊氏を敗  
り、京師を收復せしかど、藤房既去しより、朝廷人なく、大に人心を失ひ、正成死  
して後、官軍頗る利あらざ。太平記、尊氏間に乗て、光明院を帝とせ奉り、歴代皇  
紀、公卿  
補偽る車駕を京師に迎へむ事を請申しかば、密に之を聴き給ひ、又義貞に勅  
任、任 皇太子を輔奉り、北國を經畧せしむ。此時事機既去て、又爲るべからざ。  
義貞即夜日吉大宮社に詣り、祈りけらく、某神明の威に頼る年を送る事久し、  
願はくは保護を垂て、再び大軍を興し、朝敵を滅その力を得んめ給へ、不幸とし  
て此望を遂げず、子孫に必死身と國家を致して、父祖の恥を雪むる者あらむ。  
と申さき、其忠義の心、摸まこと事、かゝりしりと、遂に身を越前より失く、志を遂  
る事あらずと、天皇已に尊氏が欺を信ず、華山院に還幸なりし時、直義又迫奉

る神器を傳へむ事を請申さる、即兼て造り置せし偽器を新帝に送り給ひ、太平記  
記 神器をば刑部大輔大江景繁に負せめ、芳野より幸さき、太平記、保  
曆間記、時之夜甚  
暗かりけしは、稻荷神を拜み給ひ、赤雲道路を照らし奉り、太平記、吉  
野拾遺、 皇太子  
義良親王伊勢より陸奥に赴き給ふに、兵船悉く吹漂せられ、御船危かり、  
大陽の如き光り船頭を赫奕て、事故なく伊勢に吹還し奉るを以て、人みな其  
神明の陰佑ある事を畏み奉りき、神皇正統記、新葉集、太平記、  
元弘日記、裏書、吉野拾遺、 嗚呼天祖天神に  
朝廷を左右保護給ふ事の深切に、且著明なる事、此の如く、唯天皇既已政  
事に怠り、神意を承遵ひ給へば、處置みな其當と矢ふ時、蓋明靈威徳の神も  
又如何にもざる事なきのみ、既にして朝廷大に衰へ、威令天下に行はれず、武  
士諸社の神殿に打入て、戸帳を下し、神寶を奪ひ、獅子狛犬を破て薪とするの類、  
甚多く、神祇の祭奠、又記さるる者なく、獨神器吉野に在ると以て、賊臣尊氏  
が如きも、終に其志を逞ふざる事あたらずと、御前圖大曆、太平記、  
神皇正統記大意、 後小松院天皇

神祇志料

卷之四

此時よ及て、粗祭祀の禮を興されしうと、猶未た古れ如くならざ、此後騷亂相繼ぎ、恆例の祭ぞら行ふに違あらざ、神祇の禮典衰ふる者又此に極ふ、續神皇正統記 歷代皇紀、思儘日、然てあれど天津日の御光、古よ異なる事なく、天日嗣ハ即神勅のまゝに、天璽を受給ひぬれば、誰り又之を侮り汚し奉ふ事を得む、天德壽永の變ありと雖も、上世の鏡劍神璽一つも闕失給ふ事なき、然れみならざ、數千年の間、上となく、下となく、天下の人みな天神地祇を齋肅に志し、各よく其心を竭え、力を致して、天祖の皇胤に仕奉らざる者なし、嗚呼又盛なりと謂ざるべげむや、神皇正統記、然治要大意 然らば神道衰へしりと云ふとを、邪說盛なりと云ども、遠天皇の典則に依て、天神地祇を敬奉り、氏人を志して、氏神を祭らせめ、天祖天神の保佑を被り、威綬を振興せ坐て、青雲を翫く限り、舟楫の至り留る極み、狹國ハ廣く、峻國を平げ、遠國ハ八十綱懸て引寄る事の如く、まつりこと給てば、神道の興る事、足を擧て俟べき也。



○四之卷正誤

- 一張左 玉當作王 ○七張右 比當作此 ○同張左 呂當作召 ○十三張右四行 論當作  
二行 論 ○同張左 與當作興 ○二十四張右 功當作切 ○同六行 與當作興 ○同十行 國字倒  
○二十行 謂當作課 ○同張左 雞當作雞 ○同七行 貧當作貧 ○同與當作興 ○同十  
忌當作忘 ○十七張左九行 享當作亨 ○廿張右 矢當作矢

神祇志料

栗田寛著述

五

|       |     |    |   |     |
|-------|-----|----|---|-----|
| 東泉圖書齋 |     |    |   |     |
| 冊     | 号   | 架  | 西 | 属   |
|       | 110 | 11 |   | 古學類 |

水  
共五本

神祇志料 卷之五

神祇志料第五卷

目錄大意

門人高原清治謹記

明治九年圖書局交付

此卷は年中恒例臨時の諸祭儀を記されたるが、其祭は朝廷にして天下萬民の爲に食物衣服住家に至るまで神の保護を得て安逸ならしめむとの御業なる由を掲げて先第一に内侍所を置給ひて事神鏡の威靈奇しく妙とて天日嗣の御許を假初にも離れ給はざり事又内侍所御神樂の始また其儀式臨時御神樂石灰壇御拜等の事次は大神祭の原由悠記主基の殿を清々しく作り設け神座を備へ天皇御親ら神饌を奉り給ふ事祭儀終て後天皇豊樂殿に御し中臣天神壽詞を奏し忌部神璽に鏡劔を捧げ兩國の倭舞田舞吉野國栖奏安倍氏の吉士舞などありて諸臣に御饌御酒を賜ふ事忌部の鏡劔を奉るの禮後朱雀天皇の朝以後絶たる事標山を月日の山と云々引ありく事高倉天皇の朝濫行あるを以て武士に大神宮を守衛

らしめ事次に祈年祭の起り神代にある事案上案下奉幣の儀式祭物の事龜山天皇の朝祈年に預る神社の所在詳ならざりし事次に月次祭次に神今食とは天照大御神に神饌を供ふる御祭なるが鳥羽崇徳の御世より祭儀衰へて安徳天皇の朝より御璽神座なくして唯神饌ばかりを備へし事次に新嘗祭大殿祭次に神衣祭此は神衣を大御神に奉る御祭にて其故實神代より起りし事次に神嘗祭大忌祭風神祭次に鎮華祭は大神狹井神を祭る疫癘を鎮る事相嘗祭は新稻を以て醸れし御酒御饌を神に御饗え給ふ祭なり事次に鎮魂祭鎮火祭道饗祭次に祈年穀八十島御贖大神寶使大祓等此諸祭悉く其根原より祭式また其盛衰沿革等を明瞭に考證して記さざりたり

神祇志料卷之五

常陸 栗田寛 編輯

祭儀

|      |       |
|------|-------|
| 内侍所  | 大嘗祭   |
| 祈年祭  | 月次祭   |
| 新嘗祭  | 大殿祭   |
| 神衣祭  | 神嘗祭   |
| 大忌祭  | 鎮華祭   |
| 相嘗祭  | 鎮魂祭   |
| 鎮火祭  | 道饗祭   |
| 祈年穀祭 | 八十島祭  |
| 御贖祭  | 大神寶使祭 |

大 祀

祈雨神祭

名神祭

霹靂神祭

遣蕃國使時祭

却送蕃客神祭

附疫神祭  
雜祭

凡天神地祇の祭神祇官皆常典に依て之を行ふ大祀中祀小祀の差あり大祀ハ一月齋と中祀ハ三日齋し小祀ハ一日齋と其祭祀の幣帛飲食及菓實の属は神祇に長官親から檢校して穢る事なうらとむ令義凡大嘗と大祀とと新年月次新嘗神嘗賀茂祭と中祀とし大忌風神鎮華三枝相嘗鎮魂鎮火道饗園韓神松尾平野春日大原野梅宮神今食大神祭と小祝と梅宮以下八字據  
年中行事秘鈔拾并風神已上ハ並に諸司齋と鎮華已下ハ祭官齋と小祀に祀官齋と凡内裏齋せども朝使を遣さるる祭は必齋を行ふ其祈年賀茂月次神嘗新嘗等祭前後散齋の日ハ僧尼及重服情を奪て公に従ふ者内裏入る事を禁む輕服と雖も致齋散齋の日入る事を聽とと諸祭も亦此の如き凡神事に供奉る諸司は

司毎に判官一人其事を專當る常と督察を加ふ凡其祭祀の日は所司預め官

に告し散齋前一日に少納言之を奏す延喜式舊制散齋の日平且諸司に告し

諸司禁忌を犯者あり嵯峨天皇弘仁二年勅して令條を改め散齋前一日

諸司に班告ると極例とす日本後紀類聚三代格蓋上古神聖神衣新嘗の祭と設け列聖

又祈年鎮華月次新嘗等の祭と定るはみな天下を平穩にきて蒼生を安から

とむる爲と非るはなく其祭幣に玉鏡刀斧矛楯あり男女を調と定るに至て

熊皮鹿角布帛等の物あり日本書紀令義  
解古語拾遺後と及て神社の禮秩を別つに穀

を以てとるが如きを自ら農業を重みし武事を尙ふの義尤を深と參取令義  
解延喜式

惜哉上古の禮典其詳なる事今得て知るべからざ然もども大寶と令制あり

貞觀の儀式あり延喜の式あるを以て稍考ふべき事あり令義解貞觀  
儀式延喜式此後儀

式ますます備りて禮文愈繁縟とは陰陽師に説行はるる及て種々の忌

穢を取唱へて神事を輕易に奉りしより神々の護衛を自ら深うらとて

終に朝威の衰ふる端となりよき戒めざるべけむや延喜式西宮記北山鈔本  
朝文粹社家次第園大曆  
 嗚呼後の大政に預る者果たよく天祖天孫の民れ爲に祭を設くは意を  
 諭り幣物に矛楯弓矢を備ふは義を辨へなば神祭の本此に在て方忌時日  
 に拘ふその皆其末なる事を知らん然して後其繁縟の文を去て簡易の實に  
 就かば神聖の大道復世の興に庶幾らむ歟是を以て内侍所の如きは令式  
 載せざる所と雖も朝廷之を崇め奉る事大神宮に等しく其事に關係する者又  
 尤大なるを以て之を卷首に掲げ次に令制所謂恆例諸祭みな大小祀の倫次  
 に依て之を記せり凡賀茂園韓神松尾平野春日大原野梅宮大神祭皆令以後  
 の加ふる所なるを以て各社の下と繫て此に列ぬる其宅臨時諸祭は類を以  
 て相從ふ

内侍所

内侍所崇神天皇の朝天祖授け給へる神鏡を倭笠縫邑に移奉り石凝姥神の  
 裔孫をしより更よ之を撰造らよめ護身御璽とせらる日本書紀  
古語拾遺即内侍所神鏡

也垂仁天皇の朝始て別殿に齋ひ江家次第  
禁秘鈔後又清凉殿より温明殿に移奉る

殿は元内侍の居處なるを以て内侍即其神鏡を掌りき仍て之を内侍所と云  
江家次第禁秘鈔古今著聞集○按禁秘鈔云温明殿に移奉るを垂仁朝と云ふ  
 き温明など云ふ名當時あるべくも思はれず撰集鈔云宇多朝とあれども何  
 に據て云るに詳あらねば姑其加之古所と云ふ蓋之を尊奉する也禁秘鈔  
日本紀  
零○按加之古所又賢宇多天皇寛平中始めて例供を定め月毎の朔日に神供  
 所或は威所に作る

二十合を供奉り即位初より内藏寮四十合を備ふ江家次第禁秘鈔○按平  
 年六月二十八日夜御供四十合を奉る其二十合は白米其四合は紙四合は菓  
 子四合は布和布雞頭草四合は麴子鯛鮭堅魚四合は鮎鮪鯉鰯等及高坏四十  
 本長櫃を納れて女官等取傳へて之を凡供御の物は其新よ出來るまに

先臺盤所棚と置き内侍を以て供へ奠らよむ其崇敬奉る事神宮の如く假初  
 にも内侍所を御後とよむ事なく神祭の儀みな伊勢神宮に異なる事なき禁秘  
鈔朱雀天皇天慶元年災異屢起り宮中安からざ即神鏡を後凉殿に坐奉る時

雨甚しく零て路の難ありしを内侍幣物を捧り祈り申しよらば雨忽に止た

りき其事に觸て靈驗の奇びに坐事多く此の如也本朝世記、年中行事秘鈔、村上天皇天德

四年内裏火ありて神鏡災に罹りき故尋求めしむるに温明殿の瓦上に現せ

給へり其徑八寸許頭に小瑕ありと圓規及帶少うを損ふ事なく分明なるを

以て假に縫殿寮に移奉りぬ日本紀畧小右記釋日本紀帝王編年記○按江家次第禁秘鈔一代要記源平盛衰記並云此時神鏡

自ら飛出て南殿櫻樹に懸らせ給へるを小野宮實頼警蹕を唱へしうは即袖

に移り給ふと云りされど當時の日記實錄に其事みえず著聞集も此事な

ぼつりあしと云り一條天皇寛弘二年の災に圓規みな損ハして唯帶のみ殘

りき故外記之下して鑄改むべき由を勘へしむるに神威はし坐て殿中日

の如く光耀けを以て其議終り止たり小右記法性寺關白記、後朱雀天皇長

久元年の災には御形残りなく失給ひしうと靈光を放ち給ひければ公卿議

ひ定めて寛弘の例にまゝに其灰をかき集めて辛櫃に納奉りき百鍊鈔、神皇

著聞當時藤原氏政を恣よと朝廷を蔑し奉り朝威を又衰へしかども公卿み

な歌よ耽り色よ溺るゝ時は此災蓋天神の警戒を示し給ふ所也神皇正統記、榮華物語古

今著聞集大意、二條天皇平治の亂神鏡賊の爲に盜まれ其後平清盛の第に渡り奉り

明年四月に至りて新に辛櫃を造り温明殿に還り坐しむ神宮雜例集引永曆元年宜旨百鍊鈔、安徳

天皇壽永の戰に神器を具奉りて西國に行幸し給ひ平民に軍敗るゝ及て東

國に兵共御船に亂れ入り賢所に櫃を開らむとせとに目眩み鼻血より見え

事ありと人みな其神靈を畏奉りき東鑑源平盛衰記百鍊鈔、後醍醐天皇元弘の亂神

器を光嚴院に渡り奉りつれど程なく大御許に還給ひ增鏡大平記、延元元年にハ

偽器を光明院に渡り給ふを以て神鏡儼然にきて吉野におはさ坐り後村上

天皇正平七年男山行宮を遁れ坐時名和長重神鏡を負奉りて賊の射る矢

辛櫃に中りつと唯一矢も洞らさりき太平記、其靈威の顯赫に神德に奇く妙

にきて假初も天日嗣に御許を離れ坐さる事實と天祖の神勸に異なる事

なり日本書紀、神皇正統記、凡御神樂を行ふ事一條天皇長保四年十二月に始り二年一

度之を行ふ帝王編年記、中右記、江家次第、公事根源、○按盛衰鈔、内侍所御神樂、

十一月下酉日臨時祭同日也寛平御宇より始るとすされども諸

書と合す、恐らくは膠（中右記、歴代皇記、皇年代略記、公事根源、白河天皇承保より後、毎年と行はる）。其儀掃部寮預め南殿の階より綾綺殿額間と至るまで打橋を造り、温明殿南第二間神座の前に御座を設け第三間に管圓座を敷て神樂を觀給ふの所とす。東南渡殿綾綺殿等と后宮女孺典侍已下及群官の座を敷き、本末の座を渡殿の北砌と設く、本方の座南面東上し、末方の座は北面東上と（本方以下、近衛、左經記、召人後より在り、人長は座西にあり、主殿寮庭燎を温明殿の西砌に燒く、亥刻（二、圖大）天皇御座に着く、其以前御辛櫃に色々の紙と垂く、緋網を引き、鈴を懸く、大膳神饌を高杯より居て典侍に傳へ、神座床子の南より供ふ、天皇笏を執り、再拜兩段訖、刀自祝詞を奏と（刀自以下、公事根源、女官鈴を鳴との後、觀樂の御座と就給ふ、時群官及本末各參入て、即神樂を奏、終て四位已下女官等に、祿を給ふ事差あり（江家、唯臨時神樂より、祿を賜はせ、凡臨時神樂は、秋季に行ふと恆例とす（建武年中行、平治壽永に亂、神鏡他所に徙り、其後温明殿と還らせ給ふ時、三

大嘗祭

夜に神樂を行ひき、又之を臨時神樂と云ふ（百鍊、古へて神衣を奉りしが、中世より後、其禮終る廢り、凡天皇石灰壇として神宮及内侍所を拜給ふ、壇に仁壽殿の左より在り、内侍預め御座を壇中央に設く、天皇沐浴し、服を易て、即禮を行ふ（禁秘鈔、仁壽殿、初幣を伊勢より奉る時、天皇大極殿より御し給ふ（類聚、後みな石灰壇を用ふ、其大神寶使を發遣し給ふ時、比所として神宮を拜奉りき（禁秘鈔、江家次第、

大嘗祭（オホノチノマツリ、凡天皇位より即給ひて、天神地祇を祀ふ、之を大嘗と云（令義、初天祖高天原より坐て、五穀の種を得給ひ、是を現しき青人草食して活べき物と詔て、其稻種を天狹田長田より殖しめ給ひ（日本書紀、其後大嘗の殿より坐て、新嘗聞食給ひき、大嘗の名即此より始る（日本書紀、又皇孫命を天降し奉る時、豊葦原の瑞穂國を安國と平けく所知食て、天日嗣の天津高御座より御坐て、天津御膳の長御膳の遠御膳と千秋の五百秋より瑞穂を平けく安けく齋庭に所知食と、事休し奉り（天神、天



兒屋命、天太玉命二神に詔て、吾高天原に聞食齋庭の穂を吾兒に御奉るべしと詔て、即群神として陪侍奉らるる也。日本書紀故筑紫日向國に天降坐に及

て、即ち其齋庭の稻穂を太兆の卜事をして悠紀主基國を齋定て、物部の人等酒造兒、酒波、粉走、灰燒、薪採、相作、稻買、公等仕へ奉りき、是を大嘗祭の縁也。天神傳

武天皇元年、天富命、諸齋部を率て、天璽の鏡、劔を捧げて、正殿に安奉り、天種子命、天神の壽詞を奏し、日臣命、來目部を率て、官門を護り、饒速日命、内物部を率

て、矛楯を建つ。舊事本紀大嘗祭儀、蓋此より起り、日本書紀續日清寧天皇二年

十一月、伊與來目部、小楯を播磨に遣して、大嘗の供物を徴し、天武天皇元年十

一月、大嘗を行ひ、扶桑十二月、大嘗を供奉、中臣忌部、及神官播磨、丹波國郡司

等に、祿及爵を給ふ、是よりとき、大嘗又之を新嘗と云ふ、此に至りて、世毎に行ふ

と大嘗とし、年毎に行ふと新嘗と云ふ。按本書天武紀元年十二月、大嘗と云ふ

事、と云ひ、持統文武相繼て大嘗を行ふ時、は大嘗新嘗を分ち云ふ事、此に始る

もの明し、且年中行事秘鈔に、仁和書を引て、國家大嘗會は、天武天皇御世より

起ると云ひ、皇年代畧記にも、又同去趣に云るは、大嘗の始を云るは、凡二國と

は、あらず、新嘗大嘗分ち言ふ事の始ある由也、姑附て參考に備ふ、日本書紀本注、悉忌此を輪既と

卜定て、其事を仕奉らるる之を齋忌次と云ふ、云ひ、次之を須岐と云ふ○按中右

記、古へは國郡共よ卜定めしかど、寛平より後、近江、丹波二國を定て、其郡を卜ふ

を定例とすといへり、附て考ふ備ふ、又按類聚國史、貞觀儀式、延喜式、或は山貴

須貴に作り、又悠紀主基に、文武天皇大嘗の制、凡七月以前、位より即時て當年事

と行ひ、八月以後は、明年事を行ふ、續日本紀貞觀儀式、其日ハ十一月下卯を用

ふ、令義解續日本紀、凡散齋三月、致齋三日、○按本書三月と一月を作る、然れども一月

は、大同と改めし制あれば、實は三月とあるべきに、然らざるは、蓋後人大同の制に依て、其供神の大幣は、九月より始て、三

月の内、に造らるる也、其祭事は、悠紀須岐の國司、専ら之を行ふ、令義解悠紀須岐

式、光仁天皇寶龜二年十一月、大嘗に天皇太政官に御して、事を行ひ、己酉、由機

の厨に御し、明日、須岐の厨に御し、給ふ、桓武天皇即位の歲、又太政官院にて大

嘗の事を行ふ、由機須機兩國種々、翫好の物を獻り、土風歌舞を奏し、己巳、五位

已上を宴し、雅樂及大歌を奏せしめ、並に祿を賜ふ事差あり、續日本紀平城天皇大

同三年勅して散齋三月の制を改めて一月と云、又大嘗會雜樂伎人等、専ら朝  
 憲に乖奉り、唐物を以て飾と云ふ事を禁む、蓋大同の初より、天長に及ぶまで、未  
 た二十年に満ざるに、大嘗祭を行ふ事凡三度なりき、淳和天皇即位の時、右大  
 臣藤原朝臣冬嗣等奏さく、聖主相續て、大嘗頻りに行はるゝを以て、天下穩な  
 らば、百姓弊多し、然はあれど、神態は已べきにあらねば、飾を停め、費を省き給  
 へと奏す、時に天皇詔曰く、朕元より華飾を好まざ、唯神態を事とすのみ也  
 と宣ひ、即大納言藤原朝臣諸嗣等を檢校と云、治部省を以て行事所と云、官内  
 省を悠紀所、中務省を主基所と云、齋院をばト茲とて之と定め、齋場は例に依  
 て北野を用ひ、金銀玩好刻鏤等の物ハ、一切用ふる事なく、専ら質樸清素を務  
 めて悠紀主基用所ハ正税ハ、兩國各十五方に過ざらと云、類聚 國史仁明天皇尤奢  
 侈と好給ひ、悠紀主基の標甚巧麗と極ふを以て、其費蓋又多と、續日本後紀、清  
 和天皇貞觀中に至て、儀式大ニ備ふ、其儀天皇即位の年大臣勅と奉り、神祇官

と召て、悠紀主基ハ國郡を卜定て、其國に下知し、納言二人、參議一人を檢校と  
 云、四位五位及諸司判官、主典等と行事と云、又悠紀主基行事所、及小齋院と卜  
 ひ、又北野齋場と卜定め、齋場内外院、院拔穂、屋大炊屋、倉倉屋等若干間を造り  
 拔穂の稻及祭物を納ふ所と云、又御井と卜定む、八月上旬、大祓儀と京畿七道  
 に書と、下旬、更に京畿近江伊賀伊勢と遣と、又伊勢太神宮及天神地祇の祈年  
 祭に預ふ大小諸社に、新年以下  
 延喜式辭使と發遣と、大ニ官内省史生と河内和泉參  
 河尾張備前と分遣とて、供神雜器と監造らと云、神祇官ハ拔穂使と卜定て、悠  
 紀主基の二國に遣とて、拔穂田を卜定め、稻實殿、八神殿、高堂、御倉、及雜殿を造  
 と、合せて之を齋院と云、院内方十六丈、柴と籬と云、木を編て扉と云、其屋みな  
 黒木及草もて構葺き、壁蔀にて草を以てし、院内に御歲神、高御魂神、庭高日神  
 大御食神、大官女神、事代主神、阿須波神、波比伎神と祭る、齋院以下、參  
 延喜式、拔穂使國  
 と至る時、國司を率て、齋院にきて大祓を行ひ、造酒童女、大酒波、大多米酒波各

一人粉走二人、○按延喜式、相作四人、○按延喜式、燒灰一人、採薪四人、歌人、歌女各廿人、と定め、九月、國郡司以下を率て御田の稻を抜く、先造酒置女、次稻實公、酒波、次物部男女、次雜色庶民、四字延喜式に、至らるまで、拔了て其初、拔穂四束、ハ、高萱の御倉に納めて、神の餌料とし、神饌據延喜式即物部人を率て、始て齋殿に入り、八神を祭ふ、其餘稻を、黑白二酒料とし、總納るに籠を以てし、一籠より一束を納め、二籠を一荷とし、荷毎より足を着け、茅を編て蓋とし、賢木を挿み、木綿を裝ひ、十荷毎より子弟一人之と領り、卜部及國郡の司等前後に檢校て之を運ぶ、其行列は御稻前に在り、自餘の物之より次く、稻實公、木綿装束を着けて之を導き、下向より京齋場院外の假屋に取む、總納以下參取延喜式凡齋場の外院内、悠紀主基二殿を設て、悠紀ハ西に在り、主基ハ東に在り、並よ之を内院といふ、内院より稻實殿、八神殿、高萱御倉、御齋殿、黒酒白酒殿等の諸屋あり、其神殿を構ふるは黒木を以てし、萱を以て倒よ葺き、内より栝棚を構へ、席を敷き、其上より繩を敷て、御倉は四枝黒木を柱とし、萱を以て片葺よし、薦を壁代とし、内より高四尺の栝棚を構て、御稻を置所とし、御齋殿、稻實殿、構ふるは黒木を以てし、萱を葺き、柴を葺ひ、板を編て扉とし、拔穂到るまで及て、先つ稻實殿地を鎮祭り、次より稻實の卜部、國郡司、役夫を率て、卜食の山野より向て、野神山神を祭り、木を採り、草を刈り、即内院の雜屋を造、終て、御稻を稻實殿に取め、御飯箱を御倉棚に置き、御膳の八神を院内に祭ふ、御稻以下參取延喜式是月上旬、神服社、神主一人を神服の使として、參河國に遣し、神戸を喚集て、神服の長、二織女、六工手、二と下定め、京齋場より就き、先織屋を祭て、後、神服を織しめ、京齋場已下、據延喜式又大嘗宮南北門の神楯四枚ハ、丹波ハ楯縫氏、戟八竿ハ、紀伊ハ忌部氏之を作り、大門の大盾戟ハ、兵庫寮之を造る、又諸國として、物部、左

京各二門部、左右京各二人、山城二人、大和八人、伊勢二人、紀伊一人、語部、美濃八人、丹波一人、但馬七人、因幡十八人、進らせ、次に神祇官卜部を紀伊淡路阿波に遣し、先大被て、後由加物造を監しむ、凡神に奉る雜器雜物、之を由加物と云、其由加物を作ふに、必老被を行ひ、宮

殿を起し、小舎を設け、一草一木を採るも、必だ祓し、必だ祭る。是以て物みな清  
潔らざるをなく、事皆慎まざるをなす。蓋神を敬ふの至也。凡神已下參酌本  
書延喜式大要

中旬、御禊裝束司を任し、神祇官陰陽寮を以て、御禊地及日時を卜しめ、十月下  
旬に至りて、天皇乘輿儀衛を備へて、禊所に幸じ、御禊を行ふ。神祇官禊詞を奏し

訖て、頓宮に還り、陪從五位以上は、物を賜ふ事差あり、事終て車駕宮に還り給  
ふ。其鹵簿の制、禮儀志に詳也。此日關白車に乗て御供仕奉る事、後朱雀院の時

に始る。此日以下  
據江談鈔晦日、朱雀門に大祓を、是よりさき太政官符を左右京畿内諸  
國司に下る。散齋致齋及諸の忌むべき事を告ぐ。死を直ると云ひ、病を息み

と云ひ、哭を擲垂、血を赤汗穴と菌と云ふ。凡散齋を一月、致齋を三日、散齋の日  
諸司事を治るは、故の如し。佛齋清食を預り、喪を吊ひ、病を問ひ、肉を食ひ、刑殺

の文書を判署し、罪人を決罰め、音楽を作し、穢惡を預る事を得ず。致齋は唯  
祭事を行ふの外、他事を預ることと停む。散齋一月已下、  
據神祇令、本書是月上旬、稻實下部、禰

宜卜部造酒童女等を率て、禊神門、井神、山積神、慈加美神、水神を祭り、次に御  
井童女、井を掘り、拔穂御稻及雜物を内院に送り納め、大多米、酒殿神を祭て酒

を醸し、神服院地を鎮て、院を造り、次に卜食の山野に至りて、各其神を祭り、材を  
採り、草を刈り訖て、並齋場に運置て、大嘗官料と云ふ。次に木工寮を以て、豐樂殿

御座を構造らしむ。凡其稻を舂き、服院を構へ、草木を採るに、皆童女手を下し  
始て、諸工之を終ふ。十一月七旬、始て内院に御酒を醸し、次に膳部及國司同族

及諸氏人、青摺袍各一領を賜ふ。祭前十餘日、大嘗官雜材を朝堂第二殿前に運  
び置き、祭前七日、中臣忌部官人、悠紀主基國司を率て、朝堂院南門掖より龍尾

道の南庭に至り、大嘗官齋殿に地を鎮め、宮主祝詞を讀訖て、二國童女、木綿着  
た良賢木を、脚跡の四角及門處に挿み、即齋齋を執り、以て四角の柱の端を掘

り、端毎に八畝掘て、後、諸王一時に手を下して、五日の間、功を畢へしむ。其大嘗  
官地の制、東西二十一丈四尺、南北十五丈、柴垣を結繞らし、柴垣の末に、椎枝を  
挿む、古語所謂志比



部各一人と差と、縫殿大藏を率て衾單と悠紀殿と供奉り、内藏と率て御服並絹幘頭と廻立殿と置奉らしむ、是日諸衛大儀と設け、諸司威儀の物を陳る事、元日の儀に如し、石上樓井二氏、各二人、内物部四十人と率て、神楯戟と大嘗宮南北門に植へ、伴佐伯氏人各一人、分て南門左右内掖の胡床と就く、左右近衛中將以下、各隊仗を引て、大嘗宮と衛り、左右兵衛々門督等、各其方を衛り、門部は諸門の出入を糾察と、準人司、準人と率て、朝集殿前と分れ立ち開門を待て、辨を發と、中務輔丞ハ、大舍人及舍人と率る、官内輔丞ハ、主殿掃部等を率て、威儀物を執り、左右に分陣と、式部は皇太子以下の版位を宮南門外庭と設く、主殿寮浴湯と供奉と、巳の刻二字延喜式兩國供物齋場より發て、大嘗宮と至と、悠紀ハ左に在り、宮城の東路よりと、主基ハ右に在り、西路よりと、共々南に向ふ、凡其行列は、神部四人、青摺の衣を服て、賢木を執り、左右と前驅と、神祇官一人、木綿綿髪髪とて、路に中頭と在り、次は神服長二人、青摺衣と着賢木を執り、左右とあり、神服の宿禰一人、木綿綿禪禪日蔭日蔭髪髪と着り、中頭と列ふ、次に縮服の案、神服二人、青摺衣を着て之を昇り、神服男七十二人、神服女五十人、並青摺の衣日蔭髪日蔭髪、各酒酒柏柏と執り、柏柏と弓弓弦弦葉葉を白竿と挿み持て、左右とあり、次悠紀の國前驅四人、青摺衣を服賢木を執り、左右と在り、次稻實卜部一人、木綿綿禪禪日蔭日蔭髪髪、青竹を執り、中頭にあり、次造酒兒、御稻の輿、稻實公一人、青摺衣、木綿綿禪禪日蔭日蔭髪髪を着て、之に従ふ、次は御酒案、一黒酒、白酒各二二、黒木黒木の輿に載せ、薙薙葛葛と飾ふ、次由加物由加物八切八切机机折折櫃櫃合合木木一、白白杵杵、箕箕薪薪、火臺火臺、松明松明、土の火爐火爐、櫛櫛葉葉、食食薦薦、置置賢賢、次次韓韓、一具一具、水水六六、黑木黒木の輿に載せ、草木草木の葉葉と飾ふ、己上の物みな神神、御御なるを以て賢木と挿めり、次禰宜卜部、木綿綿禪禪日蔭日蔭髪髪して、中頭に立ち、國郡司日蔭日蔭髪髪して、左右と分立つ、次酒蓋案、次黒酒、白酒各十十、次飾酒十、倉代物四十、雜魚脂一百、肴肴、十十、飯飯、一百、酒酒、雜魚菜各一、百百、之を多多、明明、物物とて、擔夫擔夫みな青摺の衣を着て之を昇り、主基國次第を又此の如し、行列以下、據延喜式、○按儀式稍此と異なり、共々七條衢と至り、相會

り、神服の宿禰一人、木綿綿禪禪日蔭日蔭髪髪と着り、中頭と列ふ、次に縮服の案、神服二人、青摺衣を着て之を昇り、神服男七十二人、神服女五十人、並青摺の衣日蔭髪日蔭髪、各酒酒柏柏と執り、柏柏と弓弓弦弦葉葉を白竿と挿み持て、左右とあり、次悠紀の國前驅四人、青摺衣を服賢木を執り、左右と在り、次稻實卜部一人、木綿綿禪禪日蔭日蔭髪髪、青竹を執り、中頭にあり、次造酒兒、御稻の輿、稻實公一人、青摺衣、木綿綿禪禪日蔭日蔭髪髪を着て、之に従ふ、次は御酒案、一黒酒、白酒各二二、黒木黒木の輿に載せ、薙薙葛葛と飾ふ、次由加物由加物八切八切机机折折櫃櫃合合木木、白白杵杵、箕箕薪薪、火臺火臺、松明松明、土の火爐火爐、櫛櫛葉葉、食食薦薦、置置賢賢、次次韓韓、一具一具、水水六六、黑木黒木の輿に載せ、草木草木の葉葉と飾ふ、己上の物みな神神、御御なるを以て賢木と挿めり、次禰宜卜部、木綿綿禪禪日蔭日蔭髪髪して、中頭に立ち、國郡司日蔭日蔭髪髪して、左右と分立つ、次酒蓋案、次黒酒、白酒各十十、次飾酒十、倉代物四十、雜魚脂一百、肴肴、十十、飯飯、一百、酒酒、雜魚菜各一、百百、之を多多、明明、物物とて、擔夫擔夫みな青摺の衣を着て之を昇り、主基國次第を又此の如し、行列以下、據延喜式、○按儀式稍此と異なり、共々七條衢と至り、相會

ひて朱雀大路より出つ時、神祇官並神服等悠紀行列より進て大路の中央より立ち、悠紀主基左右より相分て朱雀門の前に留る。是よりさき、阿波に忌部に織ヒス鹿カ妙ミタカ服フク、神祇所開阿波預め神祇官に設備へ之を細籠に納め、案上に置き、四角より木綿賢木を装ふ。阿波の忌部一人木綿着する賢木を執て前行き、供物至る時に、神祇官より出て緋服の案後より就く。衛門府、會昌、應天、朱雀三門を開く。神祇官一人、神服男女を率て、大嘗官の膳殿に至り、酒柏を置き退く。次より神祇官左右より分列りて、兩國の供物を率て参入て、大嘗官の南門外より至り、即悠紀より左に廻り、主基より右に廻り、共に北門より至り、入て膳屋より取奉り、神祇官、神服の宿禰を率入て、緋服の案を捧げ、忌部官一人鹿服案を捧げて、共に悠紀殿神座上に奠奉り、訖て引出、衛門即三門を開つ。造酒童女酒波等、共より手易へ、御飯稻を舂く。伴造より火を鑿り、安曇宿禰に授て火を吹しめ、自ら御飯を炊く。内膳司より諸氏に伴造を率て、御膳を供奉り、官内省は、大膳職造酒司を率て

各供神を陳ぬ。高橋朝臣安曇宿禰並多須伎を撃く。其膳部酒部亦次より立て、大嘗官殿に登り、前頭先つ案上に奠奉り、自餘の物を以て、次より取傳て奠奉る。酉刻、主殿寮燈燦を兩院に設け、伴佐伯宿禰各一人門部を率て、庭燎を南門外に設く。戌刻、駕輿廻立殿に御坐、沐浴訖て祭服を着給ひ、徒跣より大嘗官に御坐。徒、據江家次第凡其行幸の路は、大藏省預め二幅の布單を敷き、官内輔二人左右より膝行して、其上に葉薦を敷く。掃部允御歩に従て、後より之を巻く。大臣一人、中臣、忌部、御巫、後女を率て、左右の御前より立ち、主殿二人燭を乗り、車持朝臣管蓋を執り、子部宿禰笠取直各一人、共より膝行して、蓋の綱を執て、扈從仕奉る。還御の時も又此の如し。是の夜警蹕なく、殊より高聲を禁む。是夜已下北山鈔江家次第 既より悠紀正殿より至り、坐す時、小齋の群官各座より就き、大齋は門外より留る。伴佐伯、大嘗官南門を開き、衛門府、朝堂院南門を開く。官内官人より、吉野の國栖槽の笛工、二人を率る。悠紀國司は、歌人を率る。伴佐伯は、語部、十五を率る。て朝

堂院南左掖門より入て、各位に就き、古風國風古詞を奏す、皇太子親王及大臣以下六位以上、各次より依て、列り立つ、其群官始て入時、隼人聲を發せ、立定ると及て、止む、即國栖古風を奏する事五成、次に悠紀國風を奏せ、事四成、次語部古詞を奏せ、○按北山鈔、國栖笛は指を以て孔を摩るに似たり、國風は其盛神歌の如く、あて遅く、古詞は其音祝に似て、歌聲の如まど云り、始附て考に備ふ、次に隼人司、隼人等を率て、風俗の歌舞を奏せ、皇太子以下、五位以上官人、庭中の版に就き、跪き、手を拍事四度々、毎々八遍す、神曲に所謂八開手是也、六位又此れ如し、訖て、座に退く、安倍朝臣二人共に進み、文武官の名簿を奏す、亥一刻、天皇大躬つらら天祖天照太御神を祭り給ふ、天祖以下、據續神皇正統記、代始和鈔、○按二書並ふ云、神饌は天照太神を請奉りて、天子御自ら祭り給ふ重事也、され令及儀式等の諸書に神饌を何れの神に奉ると云はざるを以て、唯天神地祇を祭り給ふ事とれと思はるれと、卯日平明も幣帛を班奉るが即天神地祇の御祭にて、悠紀主基の神饌は、大神に奉る御物なる事著し、若然らずは、神座も神饌も亦は多く備へらるべき理也、然らむ悠紀殿の事にて事足るべきを、主基殿にも同之く祭らるは、如何とも云べけれど古よりは風俗にて、神祭に備ふる物を悉く二つと並奉る事、譬へば布帛をば荒妙和妙、酒をば黒酒白酒、獸をば毛の荒物和物、野菜をば甘菜辛菜、海草をば奥津藻邊津藻、魚をば鱈廣物鱈狭物など云ふが如し、唯一殿と

物するは、事よふさはしからぬ深理ある故あるべし、始附て後考ふ備ふ、凡其神饌を奉るの儀、膳夫伴れ遣一人先立

て、火炬を執り、采女朝臣二人左右に列り、宮主卜部一人竹杖を執り、道に中央に在り、主水司水取連六字延喜式一人、海老鱈鹽槽を執り、水部一人多之良加を執

り、按中右記、蝦蟇舟は土の手洗也、多志良加は土瓶也、附て考に備ふ、典水二人之次、采女八人、供神の供御雜物を執り、神食薦按中右記、其薦は木綿を以て之を貫く也、御食薦を備へ、神食薦以下、内膳高橋

朝臣は、鰻の汁漬を執り、次に安曇宿禰の海藻汁漬を執り、膳部六人雜物を執り、酒部四人、黒白酒案を昇き、各手と以て傳へ仕奉る、時に天皇神饌を受坐て、御箸以て御手つから盛給て、采女に授く、采女之を神の食薦に上置き、葉盤を奉る、天皇八種の肴を合せ盛給て、采女に授け、鮑海藻汁物を加盛て、之を供へ、次に菓子を供ふ、時字己下、江家次第凡其高須伎、枚須伎、山坏等の器に盛る者、並に葉盤に

居る、笠形の葉盤を覆ひ、木綿を結垂て、之を裝ふ、次に采女清酒及瓶子を執り、本柏に盛て、天皇に奉る、天皇之を神饌に瀝き、柏葉を饌上に置奉る、采女祝て曰



く先に挟み給ふべき物を後より挟み給ひ、又詔の咎ありとも、神直ひ大直ひよ  
受給へ、と奏せ、天皇少し御頭を低れ、御手を拍ち、稱唯と給ひ、即相嘗聞し食と  
給ふ、御飯を羞ぶ事常の如し、御酒を供ふ事八度、度毎に御手を拍て稱唯と  
給ふ、次に采女己下、據江家次第、宮主秘書口傳、之を夕膳と云ふ、據江家次第、宮主秘書口傳、四刻に神饌を撤し奉  
其儀初事訖て廻立殿より還り坐て浴湯し、御服を易へ、主基殿に還り給ひ、寅の如也  
一刻、神饌を進む、其儀總々悠紀の如し、之を曉膳と云ふ、曉膳據江家次第、辰日、宮主秘書口傳、  
卯一刻、天皇廻立殿に還り坐て、祭服を釋き、本宮より還給ふ警蹕侍衛常々如し、  
祭禮已に畢り、百官悉退く、伴佐伯二氏門を閉つ、二刻、神祇官中臣忌部等、大嘗  
宮殿を鎮祭り、兩國人夫として、之を壞しむ、其御服雜物ハ、中臣、忌部、官主等より  
賜ふ、四刻、神祇官、仁壽殿を祭り、○按所謂大殿祭也悠紀主基兩國の倉代物及雜物を、豐  
樂院中庭に運置く、是よりとき所司豐樂院を掃除て、悠紀王基帳と殿上と設  
く、悠紀東にあり、主基西に在り、所司張設ハ、元會の儀の如し、辰二刻、天皇悠紀

帳より御し給ふ、皇太子及六位以下みな參入、時に神祇官中臣賢木を捧げ、儀鸞  
門より入て版に就き、跪て天神壽詞を奏せ、群臣共より跪て、忌部神靈の鏡劍を  
奉て、共に退出、親王以下共に起つ、辨大夫版に就き、跪て兩國の獻ふ多米都物  
ハ、色目を奏す、事訖て皇太子以下、各手を拍て退出、大臣東階より登て座に就  
く、宮内省、大膳職造酒司を引て、多賀須伎、比良須伎等物と庭に列ぬ、大臣群官  
として座に就しめ、造酒正空盞を貫首に授く、貫首之を受く、酒を謝訖て、參議  
以上ハ、顯陽、承歡兩堂に、六位以下ハ、觀德、明義兩堂に就く、悠紀國別貢物と持參  
入る、巳一刻に御膳を供へ、次より五位已上より饌を賜ひ、次より辨官、兩國多米都物を  
諸司より班ち、又當時の鮮味を獻ふ、國司歌人を率て、風俗歌舞を奏し、所司樂を  
奏し、次より御押頭、和琴等を献り訖て、後、主基帳より御し給ふ、又此の如し、酉刻、四  
位五位及國司より祿を給ふ、己日辰刻、悠紀帳より御し給ふ、悠紀國倭舞を奏し、雅樂寮  
亦樂を奏せ、皆辰日の儀の如し、未刻、主基帳より御し給ふ、其儀亦同し、次より御膳

と供ふ、次は主基人田舞と奏す、次は御膳と薦め、次は雅樂寮の樂と奏し詠く、祿  
と賜ふ、亥刻、清暑堂に御す、午日卯刻、悠紀主基帳と撤て、所司高御座と裝飾ひ、舞  
臺と豐樂殿前に構へ、時刻天皇高御座に遷御給ひ、兩國司等も位を授け、親王  
以下群臣に、饌と給ふの後、吉野國栖、儀鸞門外に歌笛を奏し、御覽を献り詠て、  
伴佐伯兩氏二十人、二列にして緋衣を服、末額を着け、劔を佩、靴を着く、其舞終  
るに臨て、劔を抜て舞ふ、歌など、琴を以て節とし、久米舞と奏し、次に安倍氏八  
二十人、二列よきて六位の袍、關腹、打懸、甲冑を着、或は幘頭冠、末額褌衣、袴襦を  
着、みな戟と執り、高麗亂聲となきて、吉志舞と奏し、舞半なる時、劔を抜て之  
と舞ふ、初安倍氏の祖、勅と蒙り新羅を伐て復命の時、方は大會よ逢て、此舞  
と奏したりき、仍て又大會舞といふ、伴佐伯以下、據北山鈔及裏書、次は五節舞と奏し、祿祇  
官中臣忌部及小齋侍從等、人毎は柏の葉と給ひ、酒を受け、飲訖て其柏と登じと、  
和舞と奏し、皇太子以下は祿と賜ひ、再拜退出の後、天皇宮よ遷り給ふ、是日、所

司官内省よして、解齋歌舞を行ひ、晦日、朱雀門に大祓と、十二月上旬、禰宜卜部  
を兩齋國に遣して、御膳の八神を祭り、即解除を行はせむ、凡兩國の正税一萬束、  
及齋郡の調庸と以て、大會祭の用度に充つ、貞觀儀式、醍醐天皇延喜の制、又此儀に  
從ふ、延喜式、凡中臣天神壽詞と奏し、忌部神璽の鏡劔を上品の儀、尤も大會祭の  
大禮なるを以て、古より之を改る事なき、日本書紀、古語拾遺、令義解、天長中に至て、鏡劔ハ  
甚重き神器なるを、輒く忌部に給ふ事、甚危きと奏す者ありしかば、朝廷之に  
從て、其禮一度絶たり、北山鈔引寬平式、天慶記、蓋貞觀に舊制を復し給ひ、貞觀儀式、延喜式、後朱雀  
天皇の朝、忌部爲賀其事に仕奉りき、江家次第、其後鏡劔を上品の禮、終は絶たり、北山鈔、江  
家次第、天仁大會會  
記、永和大會會記、初仁明即位の時より、大會宮の前に、兩國司列立の標、大  
なる山を作り、さまざまの物と飾ふ、故は名けて標山といふ、山上に日月と懸る  
を以て、又月日の山とも云、續日本後紀、代始和抄、事はてし後、小忌公卿國司以下人夫と  
至るまで、青摺赤紐を着て、之を引ありき、公卿諸臣其風流をめて、競ひみる事

を例とす、參取榮花物語、江家次第、中右記、正安大嘗會記、永和、大嘗會記、康富記 朝政漸衰ふるに及て舊制世に行はれど、是に於て天下諸國出一段に、米三升を課て、其祭料を充給ひき、常陸實書、府中總社文書、吉田社文書、藥王院文書、鹿島文書、東寺文書、東鑑、 高倉天皇即位歲十一月、大嘗會行事所奏して云く、大嘗祭供神物の用途、毎國に定充る者、式條に載る時ハ、官符下知に從て、期限を延べからせ、而も諸國司事を左右に寄て、其勤を致さば、一代の大專之が爲に闕怠る事を致せり、今より後願はくば長和寛治の例に依て、制は從はざる者ハ、大祓を科せ、見任を解く事、法の如くならむ、又大嘗官齋場所祭儀未だ終らざるハ、諸人集來て、之を壞取、或ハ慳行を致し、或ハ鬪争殺害の事あり、請はくハ檢非違使若くハ武士を遣て大嘗官を守護せめむ、並ハ勅を以て之に從ひ、官符を五畿七道に下して、其制を申給ひき、兵範 蓋朝政既衰ふと雖も、天下の心を萃め、天下に力を合せて、天祖天神に仕奉る事、猶此の如く、嗚呼又盛なる哉

祈年祭

祈年祭、雨風の災なく、奥津御年々豐饒なるべき事を祈る故に之を祈年と云ふ、合義解、 昔大地主神、御田營作と、時、田人等に牛肉と食しめ給ひしり、御歳神崇給ひて、苗葉忽と枯損ぬき、故に大地主神、白馬、白猪、白雞を獻りて、御歳神を和し、祭り給ふ、苗葉復茂り、年穀豊に檢りき、此祈年の縁也、古語、拾遺、 天武天皇三年二月甲申、始て此祭を行ふ、即緒年中行事、年中行事、秘鈔、公事根源、〇 二月四日を恒例とする者、此に始る事著ければ、長曆に據て之を訂せり、唯此後承和に及まで、史は明文なきを以て、文武天皇大寶の制、又二月を用ふ、是日百官みな神祇官を集て、天神地祇を祭り、合義、 諸社祝部等も亦悉く祭庭に參集て、各其官幣を受て、神社に供奉る、類聚國史、類聚三代格、 桓武天皇延暦十七年、祈年幣帛を奉る神社を定給ひき、類聚國史、 仁明天皇承和九年二月四日、使を伊勢太神官及諸社に遣て、祈年幣を奉り、續日本後紀、 清和天皇貞觀元年二月四日、神祇官に於て祈年祭を行ふ、三代實錄、貞觀、 是後四日を以て例日とす、儀式、延喜式、 凡其儀祭前十

五日、忌部八人、鍛工、共作、木工各二人を充て、供神に調度を造らむ。軼編氏を  
まゝ軼を造らむ。祭日卯四刻、所司事を辨備へ、神祇官幣物と齋院に陳ぬ。京職は  
白鷺一隻、近江國は豚一頭を奉る。次は神祇官人御巫を率ゑ、中門より入て西舍  
の座に就て、東面北上と大臣以下北門より入て、門内座に就て、外記庶事備ふ由  
を申す時、共々趨く。北舍座に就く。大臣は南面、參議以上は西面、諸王は東面、共に  
北を上とす。大臣式部として刀禰を入らむ。輔群官を率ゑ、南門より入て南舍座  
に就き、北面東上と御巫降る。西舍前庭の座に就く。左右馬寮御馬廿一疋を南舍東  
頭より奉立つ。神祇官掌二人、祝部等を率ゑ、南門より西舍南頭に立つ。神祇官人大  
臣以下、及諸司共々降て、各舍前の座に就く。中臣進て庭座に就き、祝詞を讀む。一  
段終る毎に、祝部稱唯と、神祇官手を拍事兩段次は大臣以下、諸司手を拍事兩段、  
訖て各本座に復る。拍幣帛を班ら奉れと仰す。史二人各札を取て、案の西東に分  
立り、東に向ふ齋部二人之を監る。史次を以て唱ふる時に、御巫及諸神祝皆稱

唯と、其太神官の幣帛は別案の上置て、使と差て之を奉る。別案上は世幣と  
班ら訖て、史座に復り、事畢る由を告て後、諸司みな退出。貞觀式宇多天皇寛平五年  
勅して曰、祈年月次、新嘗の朝廷の大事にして、歲災なくして、天下をよく順度し  
めんとの御祭也。此祭に預る神、京畿外國大小凡五百五十八社、特と齋潔たりて  
祭を慎むべき。其事甚疎簡を怠り多く、幣帛を奉る時に至て、若き老も互に  
拳擡つて徒ら物と設くるの營みあはざと、神は備へ奉る實なき、爾宜祝部宜しく神  
祇官に向て、幣物を受へべき。其人或は身代を出して、自ら參る事なく、或は之を  
受奉るも、供へ奉る心なく、神を狎黷る故に、神靈の御祟を致せり。此は唯神主の  
怠のみならず、齋官の糾さるに依れり。今より後、法の如くならざらざる事あら  
ば、官人の重責に科て、神主は祓を科せ、職を解く事、貞觀十年の格制に従てむ  
と宣給ひき。然もども、明年に至て、猶事を怠る者あり、仍て又勅しけらく、國の  
大事は、祭祀に過るものなく、符旨を守らざるは、怠り主司あり、畿内及近江

紀伊等國ハ、國司様目史生の謹厚恭敬なる者一人を使ふ充て、禰宜祝部を率  
て神祇官に至り、幣物を受け、毎社偵祭事法の如くし、祭畢れ狀ハ、使を差  
て言上せよ、關失あらば、科法よ處む、又其見參祝部の夾名をハ、前祭一日、使等  
之を官よ進ふと極例とせべく制給ひき、類聚三代格 醍醐天皇延長四年、勅て祈年  
月次新嘗等の祭幣を受ざるに、國凡近國ハ祝等來り受け、遠國ハ朝集使に附  
て送ると例とせ、西官記 延喜の制、神祇官に志て幣を案上よ奠て祭品神、大社三  
百四座、社二百三所、前一百一坐、○按宮中社二十六所、前四座、京中社二所、一坐、山  
城社三十一所、前二十二座、大和社八十五所、前四十三座、河内社十三所、前  
十座、和泉一坐、攝津社十六所、前十座、伊勢社七所、前七座、伊豆、武藏、安房、下總、常陸  
各一坐、近江社三所、前二座、若狹、丹後各一坐、播磨社一坐、前二座、愛媛一坐、紀伊八  
座、阿波二座、之を案上官幣と云ひ、幣を案上よ奠奉らざる神、小社四百三十三座、  
社三百七十三所、前六十座、○按宮中社五所、前一坐、山城社五十九所、前十座、大  
和社一百三十一所、前二十七座、河内社八十所、前十座、和泉社五十二所、前九座、  
攝津社四十  
六所、前三座、之を案下官幣と云、案上ばみな天下諸國の月次新嘗の祭、預  
り給ひ、案下ば畿内五國の其祭、預り給はざる神也、但、西海道の國よは、案上  
の神ある、諸國には、案下

幣も預り給ふ神一  
座もある事ある、凡神社の主とし祭る神あり、配祭るものあり、分る之を言  
ふ時は、其主神を社といひ、配祭の神を前と云ふ、其案上官幣の社、一百九十八  
所は、座別よ絶、五色薄絶、倭文、木綿、麻、庸布、倭文、纏刀形、絶纏刀形、布纏刀形、四座  
置、八座置、楯、鋒、畏葉薦、弓、靱、鹿角、鉞、酒、鹽、鰻、堅魚、脂、海藻、滑海藻、雜海菜、酒杯、幣  
物と云、其前一百六座、並よ畏葉薦己上の物を奉る、月次祭案上神の幣數は、此  
前神に同くて庸布を除き、  
新嘗祭案上は、倭文纏刀形己下三種  
を除き、其前神は即月次幣に同じ、其案下官幣の社、三百七十五所、座別よ絶  
木綿、麻、四座置、八座置、楯、槍、畏葉薦、庸布と奉る、この中六十五座ハ、各鉞、各一  
口、○按本書印本鉞、數を奉る神社八十六座を、六十五座お作る、然れども神名帳  
に就て、其數を考ふるに、八十六座あり、諸異本よは鉞、數の字或はあり、或はあ  
きもありて、其數詳あらず、孰れ正しとも決り、卅座は鉞、○按本書印本卅座を廿  
難けれど、今姑神名帳印本に據て之を訂す、卅座は鉞、座とあれど、神名帳及一  
本に據て、其數を校ふるに、鉞と記せる社凡三十座、三座ハ、鉞、並各一口を加ふ、鉞  
なる時は、卅は、卅の誤なる事著き、故今之を訂す、  
社、山城十四座、大和卅五座、河内十六座、和泉六座、攝津十五座、前五十八座ハ、座別  
鉞の社、大和八座、河内十一座、和泉十一座、鉞の社、大和三座、  
に畏葉薦己上の物を供ふ、太神宮、度會宮及大和國水分神十九社、各馬一匹御

歲社<sup>ニ</sup>白馬猪雞各一を加ふ、其檜木は讚岐國より之を納む、凡諸國も又祈年祭を行ふ、國司長官以下散齋三日、致齋一日、共<sup>ニ</sup>國廳に集ひ、神祇官の儀に准へて、參集へる各社に祝部に幣物を班<sup>ス</sup>之を奉らしむ、其國司祭る所に神大社百八十八座、小社二千二百七座、座別に絲綿各三兩<sup>ヲ</sup>奉る、小社は各其みな富國の正税を用ふ、<sup>延喜</sup>式之を祈年國幣と云ふ、<sup>案上</sup>案下を除くの外、みな國司に祭に預り給ふ神也、其幣みな富國の正税を用ふ、<sup>延喜</sup>式此日天皇南殿に立り御拜あり、南殿の東南に向<sup>テ</sup>御座を設け、伊勢の神宮を拜み給ふ、<sup>建武</sup>年中行事近衛天皇仁平元年二月祭前十餘日、近江國猪を狩るに、一つも得る事なし、因て調布八端を猪に代て備奉りき、<sup>台</sup>後鳥羽天皇建久七年二月、諸司諸國沙汰人等を誡めて、幣物を奉る事、式條の如くならしむ、<sup>百鍊</sup>其後祭式大に衰へ、龜山天皇文永二年に至て神社の所在を知るべからざると以て、幣物を神祇伯の家に置者あるに至りき、<sup>深心院</sup>關白記

月次祭

月次祭<sup>ト</sup>、祈年案上の幣を預る三百四座の神を祀る、<sup>延喜</sup>式蓋祈年之禱申せる隨<sup>ニ</sup>神等の天下を安平く守護り給ふ事を月毎に報賽する祭也、故月次祭と云ふ、<sup>延喜</sup>式、神祇官年中行事、<sup>延喜</sup>式、文武天皇大寶の朝、六月十二月諸司齋して、神祇官よして之を祭り、幣帛を諸神に班奉る、<sup>合義解</sup>清和天皇貞觀元年六月十一日、親王公卿神祇官を集り、事を行ひ、十二月十一日又祭を行ふ、<sup>三代</sup>實錄此後十一日を以て祭日とす、<sup>三代</sup>實錄、<sup>貞觀</sup>儀式、延喜式、其制祭日前五日、忌部八人、鍛工、共作、木工各二人を充て、供神調度を造らしめ、神祇官忌部官人之を監る、其日卯一刻、<sup>十二月は辰</sup>一刻を用ふ、所司庶事を辨備へ、神祇官幣物を齋院に陳ぬ、大臣以下官に就て事を行ふ、其儀祈年と同<sup>貞觀</sup>儀式、延喜の制、又之に依<sup>延喜</sup>式、崇徳天皇大治三年、神祇官災に罹るを以て、議者或は言ふ、月次祭は宜しく中院へ行ふべし、勅して之に從ひ、其年六月、月次、神今食祭を中院へ行はせき、<sup>中右記</sup>神今食祭、蓋天祖天照太御神を請奉り、神座を神嘉殿に設て、天皇御手つから神饌を供給ふ、之を神今食と云、<sup>公事</sup>六

月十二月の月次祭の夜よ之を行ふ延喜式北山元正天皇靈龜二年に始ふ公

根源本朝月令桓武天皇延暦九年六月神今食の事を神祇官曹司と行ふ是よ

りさき類々國哀に屬り諒聞未だ終へざら故に内裏を避て外に設けし也日

本淳和天皇天長七年十二月十一日天皇神嘉殿に御まゝ祭を行ひ八年六月

十一日中院にまて之を行ふ類聚此後十一日を用ふ類聚國史貞觀儀式延

天皇神祇を祭り給ふ所を中和院即中と云ひ其正殿を神嘉殿と云ふ西宮記江

芥神今食祭此より行はせ給ふを以て又神今食院と云ふ貞觀若故ある時は神祇

官或は宮内省に行はる類聚國史西宮清和天皇貞觀の制祭前三日中務省祭

より供奉すべき内舍人と差定め前一日輔丞録各一人史生省掌等を率て神祇

官南舎の座に就て次侍従己上と點檢め就中親王及納言參議以下小齋十人

と卜定め次は大臣以下を卜定訖て各退出祭日平旦主殿寮浴湯を供ふ辰刻

輔丞二人小齋侍従以上の名簿を奏し月次祭儀終ふ後神祇副祓各一人官

主及長上卜部共は宮内省より向て小齋に供ふべき六位已下及八社男八社女

御膳司等の人と卜定めて後神祇官神今食院より参り内膳造酒主水共に供神

及供御物を備へ祭所に供奉し其祭より預る女官座其殿に東にあり内侍以下

は北廂に在り東廂殿に神祇宮内内膳采女座を設け西廂殿に小齋親王以下

近衛等座を設く大齋親王以下は中和門外の幄に在り成一刻十二月は乘輿

院に御し給ふ神祇官預め神嘉殿を装ふ殿中央三間に長席を敷き神座とし

西二間より又長席を敷て御座とぞ小齋親王以下打拂箱坂枕御帖を執り殿南

戸に至り掃部寮官人に授く官人即御帖を長席の上に設く神座西に向ひ御

座東に向ふ御帖設訖て退出主殿寮御寢具を供ふ亥一刻神饌を上り四刻に

饌を撤す膳伴迺燧を鑢り御飯を炊き安曇宿禰火を吹き内膳司高橋朝臣諸

氏伴部等を率て御膳雜物を造り供奉する儀大嘗祭に如く寅一刻曉膳を供

へ四刻御膳を撤す近衛門を開く大舍人入て御疊を撤し卯一刻御服を換へ

本宮に還り給ふ、即大殿祭訖て、辨大夫小齋諸司を率ゑ、宮内省に至り、解齋座に就き、饌を賜ひ訖て、諸司手と拍事三段、酒三行の後、亦手と拍事一段訖て、皆退出、貞觀儀式宇多天皇寛平元年、中院諸舍多く傾破たふを以て、神今食を神祇官に行はれき、西宮記初貞觀以來、天皇方忌死穢に依て、祭も臨給ふ事稀なりとが、延喜天慶の間、或は適臨御を時ば、時刻も先づ神饌を進め、遠も方忌を避給ひ、或は寅刻も及ばざして内よ入坐し、所司を以て祭を行はれめき、西宮記、死穢、據三代實錄凡新嘗例幣神今食祭ハ、天皇皆自ら之を奉ふと例とて、鳥羽天皇御世より、其禮絶て行はれざ、崇徳天皇朝も至て、或は其祭日に佛事を行ふものあり、大治五年、神今食例幣の日、佛事を忌べきや否と議せしも、公卿一人之を諫ふ者なし、唯藤原敦光其非なる由を難申しき、長承元年、始て親祀の事を議と、十二月十一日、御親ら祭り給はむとせまふ、故ありて得果と給はざ、權中納言藤原實行として、其事を攝行はしむ、中右記保延元年藤原敦光奏とく、神今食には中和院

と幸と、神嘗祭もは大極殿も幸と給ひて、每事式の如く行ひ給へと申さき、本朝文粹時に内大臣藤原宗忠も、神今食例幣新嘗祭をば御自ら行給ふべき由奏しと、かど、其禮終に行へとせと、中右記近衛天皇久安元年も至て、月次神今食の供物、舊典の隨に奉るべく制給ひき、百鍊鈔安徳天皇壽永元年六月、神今食祭物備らざるを以て、藏人左少辨等、亥刻に及て始て参入りつゝ、辨少納言曰下、既も座を起ち退出て、獨權中納言藤原經房留りき、祭も臨て神服及小忌の料布みな關て備はらざ、即縫殿寮女工所を責て、縫に其物を備へ、御壘神座を備奉るの後、寢具を供ふべきも時後れたるを以て、唯神饌を供奉れるれみにとて止き、吉記當時諸國甚く亂きと云ふ合せて、祭祀の禮廢れぬ事、既も此の如と、玉海百鍊鈔、大志新嘗祭古へ又大嘗祭とも云ふ、凡天皇新稻を嘗し給て、諸神もを饗と給ふ祭なるを以て、新嘗と云、日本書紀、古事記、令義解、日本紀私記上古天祖新宮も御坐とて、新嘗聞食

新嘗祭



き、新嘗の稱始々此より起れり、日本書紀景行天皇の御世膳臣祖磐鹿六獵命御食仕

奉る時若湯坐連祖豐日連に火鑽をめて、此を忌火として、御食炊奉り、又大

八洲に像りて、八男八女定めて、新嘗祭に供奉り始き、新嘗祭此より始き、本朝月令年中

行事、秘鈔並、仁德天皇四十年、新嘗宴會日、御酒を内外命婦に賜ひ、按類聚國史清寧

天皇三年を新嘗の始とし、公事根源を用明天皇二年を以て始とす、然れども景行天皇の朝、既に新嘗の禮ある時は、二書據と一難き、故今之を取らず、皇極

天皇元年十一月丁卯、天皇新嘗聞食を給ひ、皇太子及大臣、各自ら新嘗を行ふ

天武天皇四年八月、四方大解除を行ひ、九月、神官の奏に依て、新嘗の爲に國郡を

卜定め、尾張山田郡と齋忌とを、丹波訶沙郡を次とせ、五年十一月己卯、新嘗を

行ひ、辛巳、百寮有位の人に食を賜ひ、祭に預る神官國司等も、祿を賜ふ事差あ

り、日本書紀此後世毎に行ふを大嘗と云ひ、毎年祭ると新嘗と云り、日本書紀延

祇令は、新嘗をも大嘗と云るは、古の隨に記せし也、附て考に備ふ、文武天皇大嘗の制、十一月下卯を祭日とせ、

三卯日あきば、中卯を用ふ、令義嵯峨天皇弘仁七年、勅して云、頃年新嘗會、神今

食と供奉る小忌、一人を卜定るを以て、障りある時、人よ乏き由を申せ、今よ

り數人を卜定て、其闕を補へ、制給ひ、西官記引十四年の制、當日寅一點、天

皇齋院の御志、卯二點宮に還り給ひ、辰一點、宮内神祇延政門に候ひ、二點に參

入て、御殿を祭と仰せ給ひき、年中行事醍醐天皇延喜の制、十月上旬、神祇官祐

史一人、卜部等を率て、大炊寮に向ひ、御祭を供ふる官田の稻粟を進呈國郡を

卜定め、又造酒司に向て、酒部官人を卜定め、酒殿、白殿、麴室を設く、搆ふに黒木

を以し、葺き、苦を以して、供神の黒貴白貴の酒、各一甕を醸る、○接本書、久佐木

黒酒と云、和合ざるを白貴と云ふと云り、されど延喜の太神宮儀式帳を考ふる

に、濁酒を黒酒と云ひ、清酒を白酒と云るが如し、貞觀儀式は、藥灰と焼く使あり

て、山に往き、藥灰を焼きて、白黒の二酒に和る由み也、こは其釀法の異なるよや

延喜の頃は、専ら清酒を用ふる事となり、故に、黒酒には久佐木を入れたりし

歟、詳からず、姑祭前一日、中務省輔、小齋侍從、次侍從等を率ゑ、神祇官廳に就て、四

位、一五位、二中務輔、宮内輔、各一人を卜定め、次に親王を卜ひ、致齋の日に至り、諸

司を卜定訖て、各舎に就き、沐浴して、晡後、承明門外に集ふ、是日神祇官齋院

にきて、官人事を行ひ、祈年案上幣に預る三百四座の神とを祭り、幣を班奉る  
延喜式 戊一、點天皇神嘉殿の御を時よ、諸司殿の東南屋の南間よ神座と設け、納  
 言先つ打拂箱と執り、參議辨坂枕と昇き、御帖、短帖、長帖と昇く、神祇官人傳取  
 て之と神座よ供奉り、各座よ復る、近衛門を閉つ、内侍縫司と率て、寢具即御  
 神座の上よ供ふ、亥一刻、天皇神服と着坐て、其東の御座と就き、御手づら神饌  
 と備へ、魚味汁物及菓子等と盛り、白黒酒と神饌の上よ灑給ひ、次に御酒を供奉  
 る事終て神饌寢具と撤し奉る、訖て御衣を改め給ひ、寅一刻、大殿祭の後、本宮  
 よ還御給ふ、政事要畧、江家次第、○按本書、天皇殿お御去、饗を備奉るの時刻、弘仁  
 十四年制と異あり、或は弘仁以後、其制を改る、故、史文闕て考ふる所  
 おも、故今姑く、其儀神今食祭と同一、政事要畧、禁秘  
 本書に従ふ、鈔、公事根源、辰日、五位己上よ宴と賜ひ、  
 大に樂と奏と、之と新嘗の豊明と云ふ、類聚國史、内裏  
 式、貞觀儀式、所司預め御座を豊樂殿  
 よ設け、其東第二間よ、皇太子座、其第三四間少南に大齋參議以上座と設け、其  
 南廂よ小齋參議以上座と設く、五位以上座と顯陽、承歡兩堂よ、六位已下座を

觀德、明義兩堂よ設く、式部丞ハ史生省掌等と率て標と立つ、又舞臺を殿前と  
 構へ、樂人幄と其東南前よ設く、其日掃部寮ハ、式部輔以下省掌以上座と典禮  
 門西の壇上よ備ふ、輔以下座と就く、五位以上と點檢む、次よ中務省舞臺北四  
 丈よ宣命版と置く、既よして天皇豊樂院清暑堂よ幸と、諸衛中儀と服と、式部  
 丞録ハ史生省掌を率る、東西に分て禮成、崇賢兩門より入て、豊樂門内よ立列  
 る、彈正忠ハ、史生臺掌等を率る、東西に分り立つ、式部史生二人札と持  
 て五位以上と唱計ふ、みな稱唯と、列立つ、六位以下も亦東西に分て、禮成崇  
 賢兩門外と列立つ、時よ車駕豊樂殿と御し給ふ、内侍位記箱を執て、大臣座前  
 に置き、東檻と臨て大臣と喚す、卿稱唯とて左近陣西頭よ至り、謝座とて東階  
 より升て、座よ就く、皇太子と東階より升り、西面謝座して座よ就く、所司豊樂  
 儀鸞等の門を開く、闈司二人青綺門より出て、逢春門に南北と分列る、大臣大  
 舍人を喚ふ、舍人稱唯と、少納言逢春門を入て版よ就く、大臣、大夫等喚と宣る

少納言稱唯して儀鸞門東戸より出て、屏慢外に立て之を喚ふ、親王以下五位  
已上、次六位已下、共に稱唯と、小齋親王以下、參議已上みな入る、門に至る時、諸  
仗共に起つ、次大齋親王以下、參議三位已上、小齋大齋五位以上、東西に分て參  
入り、各標に就く、大臣侍座と宣ふ、親王以下稱唯と、謝座訖て、造酒正盞を執り  
跪て貫首に授け、少しく退き、北面て立つ、貫首之を受けて再拜し、親王謝酒訖て  
造酒正進み跪き、受て樽所より復ふ、參議已上各次を以て座に就き、次は五位六  
位東西相分て座に就く、訖て諸仗皆座を、凡東西の堂より登る者、諸王五位已上  
及諸臣六位は、第二階を用ひ、自餘は三階を用ふ、爰に式部錄札を執り五位以  
上座次を正し、史生等諸司六位の見參を録す、訖て内膳司御饌を進む、時より近  
仗座を起つ、司の中階より登り、第一階に留り、采女より授け、降り趨り退く、饌畢  
て即皆座す、次に主膳監は東宮に饌を進め、大膳職は群臣に饌を賜ひ、酒一觴  
の後、吉野國栖、儀鸞門外に在る御贄を供へ、歌笛を奏し、訖て大歌別當大夫、歌

者を率て参入り、座に就く、座定て鐘鼓師、鐘を撞き、鼓を擊ち、笛工聲を調へ、彈御  
琴、空撫御琴三聲、次拍手三度、數曲訖て、五節歌を奏す、時に舞妓四人一行に徐  
歩り、殿西階より降り、右近陣東頭を經、導姫四人兩行前に在り、舞臺下に至り  
東西に分坐、舞訖て殿より升り、大直歌本末安米四度を歌訖て、皇太子座を避り立  
給ふ、次小齋以上、次大齋親王以下も、皆座を避て降立つ、皇太子拜舞て座に  
復り給ふ、大臣以下皆此の如し、次は治部雅樂は、二人を率ゑ入て立歌を奏し、  
掃部寮は祿臺を庭中へ設け、大藏省は祿を積み、辨大夫は、祿數を奏す、外記は  
見參及祿法文、内記は宣命文を大臣より進む、大臣取り内侍に付り、奏覽畢て、宣  
命を參議に授く、受て座より復ふ、群臣皆降立つ、宣命大夫、殿を下り版に就て宣  
制云、天皇が詔旨らまじ宣ふ、大命を衆聞賜へと宣ふ、宣訖て皇太子稱唯再拜、  
次は親王以下、亦稱唯再拜と、又宣ふ云、今日は新嘗の直會に、豐明間食日に在  
り、故是以より黒き白きの御酒、赤丹に穂よ食あらさ退きとしむなむ、常を賜ふ

大殿祭

大殿祭凡屋船久久能運命、屋船豐宇氣姫命と祭る、官殿の災異なからむ事を祈る、故に大殿祭と云ふ、神今食、新嘗二祭の明日、平旦之を行ふ、延喜式初皇孫命の天降坐時、天神の詔の隨に、齋部の齋斧以て、奥山の大峽小峽の木を伐採り、其本末を山神に祭り、其中間を齋柱として、瑞の御殿を造り仕奉りき、延喜式

詞 神武天皇畝傍の樞原に宮造りし給ふ時、天太玉命の孫天富命を以て手置帆負彦狹知二神孫を率て、齋斧齋鉏以て、山材を取り、御殿造り仕奉らしめ、櫛明玉命の孫に御祈玉と造らせ、諸の齋部に種々の神寶矛楯木綿麻等を造らしめ、其物備ふ時に、諸齋部を率て、天璽之鏡劔を捧持て、正殿に安奉り、並瓊玉を懸け、幣物を陳給て、殿祭の祝詞申さき、大殿祭、蓋此に始る、其木を採り殿を造る齋部の裔は、今紀伊國名草郡御木鹿香二郷に在り、明玉命の裔は、出雲國に在り、古語拾遺清和天皇貞觀の制、神祇官箱四合と八脚案二脚に居て、神部四人に之を昇とむ、其箱一は玉、一は切木綿、一は米、一は酒瓶を納る、中臣忌部官人及官主史生神部等、各木綿襪取着、左右の前に分ち立ち、御巫の案後に列り、延政門外に至りて案を置く、大舍人門を叫ぶ、闈司之を奏と、官内省版に進み、大殿ほがひ供奉とむ、神祇官姓名候ふと申す時、勅して引入らしむ、中臣忌部案前に立ち、直に仁壽殿に進む、中臣の木綿髪を着け、忌部の木綿襪を加ふ、御

巫等是に先く宣陽門より入り、案を從て殿東の寶子敷れ上に至る、中臣忌部御巫、次を以て仁壽殿に入る、一巫は紫宸殿に至りて米を散と、一巫は承明門に至りて米を散す、忌部は玉を執りて殿の四角を懸け、御巫を米酒切木綿を殿内に散とて退出、中臣仁壽殿の南に候ひ、忌部異に向て微聲に祝詞を讀訖て、玉を浴殿則殿の四角を懸け、御巫等米酒を散と、各陰明門より退出、次に官主の神部を以て炊殿に至り、木綿を懸け、米酒を散と、之を忌火炊殿祭と云ふ、忌火炊殿祭按神今食新嘗祭の後、又之を行ふ、事訖て神祇官に至り、諸司は祿を賜ふの後、官内省は就て解齋を行ふ、貞觀儀式、宮内備式、是を以て其祭の備ふは神楯は、丹波楯縫氏、矛は紀伊忌部氏、其柄は讀岐忌部氏、鹿布木綿は阿波忌部氏、御祈玉は出雲玉作氏、之を造り仕奉る事、延喜の朝に至りて改むる事なり、古語拾遺、貞觀儀式、延喜式、御祈玉後世に及て、土錢に絲を買て之を懸く、蓋亦其遺制なり、江家次第

神衣祭

神衣祭凡和衣荒妙の神衣と織り伊勢太神宮に奉る祭なるを以て神衣と云ふ、毎年四月九月に其祭を行ふ、令義上古天祖齋服殿と坐て神衣と織しめ

給ひき、日本書紀石窟に隱坐に及て長白羽神ハ麻を殖ち、天日鷲神、津昨見神

ハ穀木綿を殖ち、天羽槌雄神ハ文布を織り、古語拾遺伊勢人面等遠祖天棚機姫神

ハ桑葉と殖ち、蠶絲を織り、大神の神衣を織て神祭ハ具とせられき、神衣祭

蓋此に始ふ、參取古語拾遺、神名秘書、○按天棚機姫神、神名秘書ハ八千千姫命と

時ハ、從ふべからず、故今古語拾遺に據て之を訂と、皇孫御天降の時、人面遠祖機具と持降りしより、其

男子をハ人面と云ひ、女子をハ織子と云て天宮の例を違へざ仕奉り、神名垂

仁天皇御世、神宮と建給ふ時、八尋機屋と宇治に建て、天棚機姫神の孫八千千

姫命と云て神衣を織しめき、幸徳天皇御世、神衣と上ふ事を留め給ひしが

天武天皇御世、大來女王齋王たりし時、更よ又神服麻績の兩機殿と建て神

衣仕奉りき、倭姫世記、神名秘書、凡機殿各大神部少神部を置く、神宮雜例集文武天皇

大寶の制、五位巳上の使と差へ幣帛と奉らしむ、其神衣ハ神服部、參河の赤引

の神調の絲を以て織り、敷和衣ハ麻績連麻を績て之を織る、令義神衣又和衣

と云ひ、敷和又宇都波多或ハ荒妙と云ふ、古語拾遺、令集解、延喜式、後に及て、蓋幣帛使と止

め、専ら神官司と云て祭を行ハる、延曆儀式帳、延喜式大意、事は太神宮の條下に詳也、高

倉天皇嘉應二年、勅して機殿政印の字樣を上とて詔ひき、初神服氏、神衣を織

るの儀、久しく絶たると再興と、及其政印を作る事を請奏せよに依て也、此よ

至て、少神部神服連公俊正、大神部神服連公道尙復奏しけらく、神衣の勤は、掛

巻を長き、天照皇太神、天原の御坐時、神部等が遠祖天御杵命と司と云、八千千

姫を織女として織奉りしより、其御職今に至て固よ嚴重也、○按八千千姫は上に辨へたるが

如く垂仁の御世人なるを、神代の事として云ると、故參河國赤引の御絲以て、齋

戒潔清て織奉る由、神祇令に載られたるを、中世より其事自ら絶とれど、寛治

中兩度の宣旨と、例の隨と仕奉るべき由を載給へり、唯其絶とる由は、今詳

神嘗祭

ならざと雖も、當時大神部親春供神物と犯用たるを以て彼印と文書を副て他國に逃れしよりの事と傳はり、其後神部等之を奏さざるは、運緩の恐ありと雖も、今此職に補されて奏さぬを、又恐れれば、即奏を所也、且神部私力を勵みて、職掌仕奉る間に、藏人大夫光隆朝臣姓の爲に、八千千姫孫として御絲を納奉る人面重次官物の未進ありとて、其家を檢封せられしは、仍て神事を例に違へり、願はくは彼令條宣旨に趣よ任せて、赤引絲以て、神衣織奉らむ、其政印の如きは、麻績殿の印の例に依て、神服織機殿印と彫るべき由と請奏しき、神宮雜例集

神嘗祭、凡新稻をて作れ、御酒神饌と太神官度會官よ奉る祭なるを以て、

嘗祭と云、參酌延曆儀式帳、延喜式○按續日本紀、延曆九年九月甲戌、伊勢太神宮に相嘗幣帛を奉るとある甲戌は、即十一日にして、相嘗は即神嘗也、事と聞

也、さて神嘗を相嘗と云も云るは、疑はしきが如く思はるれ也、神嘗相嘗新嘗は、唯名の異なるのみありて、其祭禮は何れも同きなり、其はみな新稻を以て造れる御酒御食を、天皇の御食給ふに就て、諸神にも奉らるる祭也、但大神宮は諸神と異なる故に、専ら太神に供奉る由にて、九月を神嘗と名つけ、十一月上

卯日七十一座を奉ると相嘗といひ、下卯日三百四座の神を奉ると、新嘗と云て、云別けあるものなる事著し、延曆は頃、其祭禮も甚明白なりし故に、其義を得て、相嘗とも書れしあるべし、文武天皇大寶元制、九月、之祭を行ふ、神衣祭の使をし

之を祭らしむ、令義解集解元正天皇養老五年九月十一日、天皇內安殿と御志と幣帛使と遣さる、續日本紀是後十一日と極例とす、續日本紀、公事根源故又之を例幣と云、三代實錄

江家、聖武天皇天平二年、伊勢奉幣使ハ、卜食五位已上を遣して、六位已下を用

ふ事勿れと制給ひき、續日本紀凡其幣使を遣し給ふ時は、天皇必大極後殿

御志と之を拜み給ふ、續日本紀、延喜式大極後殿ハ、即小安殿也、江家次第、大内裏圖若故ある時は、上卿以下所司之を行ふ、北山鈔、江家次第清和天皇貞觀元制、凡祭前四日、神祇官と

きて諸王五位已上四人と卜しめ、其卜食の者よ使れ事を仰せ、其日味爽掃部

寮御座と小安殿の東第三間中央に設け、其東壁の下に幣を置葉薦と敷き、其

東南壇下に白砂を布き、中臣忌部の版位を置く、其東南以下、江家次第殿西第一間北壁

外に、簀一枚を置き、二間に幣を曇む葉薦と敷き、其左右に長席を敷て、幣を曇者

外に、簀一枚を置き、二間に幣を曇む葉薦と敷き、其左右に長席を敷て、幣を曇者

の座とし、三間北壁下、内侍座を敷き、其南を關司座とし、東廊に參議已上座、北廊に少納言辨座、其西に外記史座、其後に史生官掌座を設く、内藏寮官人、内侍、髪備ふる幣物を執て、葉薦の上へ置く、太神官に幣ハ北に在り、豐受官幣ハ南に在り、期に至る天皇御湯訖て、祭服を着、殿の御座に御し、先御幣を拜奉り、期字以下、據北山鈔、政事要略、江家次第、少納言をして中臣忌部を喚しむ、中臣鬘木綿を着け、忌部木綿袴を懸け、共に稱唯志て、昭訓門より東福門を経て、各版に就く、鬘木綿以下、據本朝世記、中臣前に在り、忌部後あり、後執一人忌部に從ふ、忌部勅に依て稱唯志、殿より降り跪て、手を拍とと四段、先豐受官の幣を取て、後執に授け、次に復手を拍ち、自ら太神官の幣を執て、版に復ふ、中臣又勅に依て稱唯志、殿に降り跪く時、天皇能く申きて奉れと詔ふ、中臣稱唯訖て、各退出、忌部前に在り、後執之に次ぎ、中臣之に次ぐ、其後左右馬寮馬四疋を率立つ、左右以下、本朝世記、時、使王を召て、宣命を給ひ了て、乘輿宮中へ還り給ふ、蹕して警る事なし、即日使、

等神宮に向ひ、十六日度會宮、十七日大神宮を祭り、廿日に至て復命と、貞觀儀式、參取、延喜式、北山鈔、江家次第、延喜の制亦此に如し、其祭幣大神宮に錦兩面各一疋、深紫綾淺紫綾、緋綾、中緑綾、黄綾、白綾各一疋、度會宮に緋中縹、黄皂帛各一疋を奉り、其使諸王及中臣忌部に各當色を賜ひ、執幣者五人、從者三人、並に深衣布一端を賜ふ、延喜式、崇徳天皇保延元年、式部大輔藤原敦光、内大臣藤原宗忠等みな式條にまゝ、天皇御躬つらら神嘗祭せさせ給へと奏ふ、かゝり、其言用られ、續本朝文、後鳥羽天皇元暦元年例幣の時、天下大に亂るゝを以て、諸國幣料、制に如くならざりき、山槻記、

大忌祭

大忌祭、凡大和國大忌神を主として、籠田風神、六つの御懸神を祭り、山々谷々の水と甘水と爲て、田苗を浸潤し、惡風荒水の禍なく、五穀を熟稔らむ事、を祈ふ、故之を大忌祭といふ、令義解集、天武天皇三年四月癸未、小錦中間人連大蓋、大山中曾禰連、韓犬を遣きて、大忌神を祭り、明年七月、又之を祭ふ、大忌祭蓋



此より始日本書紀文武天皇大寶元制四月七月令義祭を行ひ、後其月の四日を

祭日本朝月令延喜式北山鈔桓武天皇延暦十八年勅云く廣瀬龍田祭は風災を弭

め年穀を祈る爲也然ると大和國司事は觸て怠り多く史生を遣ふる曰が代

とと肅敬を致さざるを以て祭に報應なと今より後守介一人齋戒して仕奉

れ若事故あれば判官を遣す事を聽とて宣給ひ日本後紀嵯峨天皇弘仁の制王

臣五位各一人を使ふ充て國司次官已上専ら其事を行ひ其費二荷ハ諸郡よ

り供進本朝月令米酒料稻ハ皆富國の正税を用ひ其他ハ所司官ハ請る之を備ふ

引弘仁式醍醐天皇延喜の制又之に依る其祭幣調布庸布鞍米酒稻鰻鳥賊鮭

比佐魚滑海藻雜海菜鬘葉薦馬の祝料庸布四座置八座置鉄等を用ふ其御懸

神六座山口祇十四座の幣ハ座毎に五色薄繩倭文綿麻槍鋒四座置八座置楯

庸布鬘薦を用ひ其酒肴ハ社料を用ふ唯御懸神は並繩を加ふ延喜式後世幣使

絶たるを以て神祇官史生幣物を請て之を奉り神祇官年中行事

風神祭

風神祭凡風神二柱と主とて廣瀬神及六縣神を祭り惡風なくして五穀の

登る事を祈る故に風神祭と云令義解祭日祭儀並に大忌祭に異なる事なと

本朝月令延喜式事は龍田神社に詳也凡其祭幣帛弓鏡羽鹿角皮多し利麻笥加世比

漆金漆黃葉茜黑葛を用ふ其他大忌の庸布以上の數の如延喜式

鎮華祭凡春華の飛散る時疫癘を鎮め退る爲に大神狹井二神を祀る故之を鎮

華祭と云令義解初崇神天皇の御世疫病多に起りし時大物主神教給はく此

ハ我御心ぞ我子大田田根子と以て我を祭らば神氣起らば國平きなん古事記詔

ふ隨ふ大田田根子命を神主とて此神を祭りとらば疫氣悉息て天下平日本書紀

き鎮華祭蓋此より起り古事記

三枝祭凡三枝の華も酒樽と飾り率川社を祭る故之を三枝祭と云令義鎮

華三枝祭文武天皇帝大寶の制四月を以て之を祭る其祭に神祇官齋して幣帛

と辨備ふ凡其祭幣鎮華ハ純絲綿五色薄繩倭文木綿麻鉄鰻堅魚脂海藻鹽菜

三枝祭

相嘗祭

弓筥羽、鹿角、鹿皮、漆、黄蘗、茜、黑葛、清酒、濁酒を用ひ、三枝ハ調布、庸布、酒稻一百束、其他は鎮華幣、鹿角己上の數と備ふ、三社祝部等、即官幣を請て、各其神社ニ奉

饗し給ふ祭也、故之と相嘗祭といふ、參酌延暦儀式帳、延喜式○按續日本紀に、神嘗祭を相嘗祭と云る事は、其も同義ある由

神嘗祭條下ニ注せるが如し、さて儀式帳の神嘗祭條に、宇治御田の新稻を御食に炊き、御酒を醸りて、神宮ニ供奉り、其夜禰宜内人等も、新稻酒飯を食始むる由見えたるは、即相嘗の義あり、又中右記天永三年、賀茂上下社相嘗祭は、當年の新穀を備ふる事也、又元永二年下賀茂社の相嘗祭も、新穀を供奉る事みえ、延喜式相嘗祭條に、七十一座の幣帛各異なるが中に、酒稻、麴、東と云は、何れの社も皆同じきに就て、合せ考ふるに、神嘗と同志く、新稻もて御酒御食を供ふる祭ある事、よく明らか也、姑附て考を俟つ、天武天皇四年十月丁酉、幣帛を相嘗て諸神ニ奉る、○按嘗字本に據る、相嘗諸神始て此に見えたり、日本書紀文武天皇大寶の制、十一月上卯

日、祭を行ふ、大倭、宇奈太利、住吉、津守、大神、村屋、穴師、卷向、恩智、意富、葛木、鴨、紀伊、國、國懸、日前、伊太祁智、鳴神等、並ニ幣帛と預ふ、令義解、醍醐天皇延喜の制、神祇

祭官齋して相嘗祭と預る大小神社凡七十一座の祝ふ幣帛と班らて各其社

ニ奉らしむ、凡其祭幣、太祝戸、鴨御社、松尾水主、火雷社、各二絹、綿、調布、庸布、

木綿、鯁、堅魚、脂、凝海藻、鹽、海藻、及酒稻各百束、並神稅、唯し鴨、別雷、川合、出雲、井上、片山、木

島、石上、高天彦、金峯、葛木、一言主社、各一並上ニ進ふ、酒稻各五十束、並神稅、唯し木島は正稅

大和社、三座大御社、一座又上の如し、唯綿を除き、肺魚と以て腊に代ふ、大神は與理

刀魚を加ふ、酒楯各二百束、宇奈足、村屋、穴師、卷向、池、各一多、葛木、鴨、恩智社、各二

は太祝戸社等の幣ニ准て、綿及凝海藻を除く、其酒稻各五十束、唯鴨社は百束

を用ふ、飛鳥、甘樫、牧岡社、各四座弓削社、三座は上に同志て綿を加へ、高鴨社、四座其餘

堅魚、腊を省く、凝海藻と加ふ、酒稻各二百束、飛鳥、酒九十二束は、正稅其他みる正稅也、住吉、大依羅

社、各四座酒稻二百束、難波大社、二座新屋社、一座各百束、下照比賣、廣田、生田、長田、各一

は各五十束、住吉を除く、其幣太祝戸等と同志、日前、國懸、伊太祁智社、各一

絹、綿、調布、木綿及酒稻各百束、鴨神社、一は其絹布を除き、酒稻ハ其半と備ふ、

延喜式

鎮魂祭

鎮魂祭凡天皇命の御世を嘗壽ぎ御魂を齋ひ鎮る祭なりを以て鎮魂祭と云

ふ、令義解集解 舊事本紀 神武天皇都を橿原に定め給ふ時始めて此祭を行ふ 舊事本紀 年中行事

秘鈔、公初宇摩志麻治命の父饒速日命天降る時に天神の詔以て天璽瑞寶十

種、藤津鏡邊津鏡、八握劍、生玉足玉、死良玉、道良玉、蛇比禮品物比禮と授坐て教

給ひけらく、若痛處あらば茲十寶を令せし一二三四五六七八九十と云く、布

瑠部、由良由良止布瑠部、○按布瑠部は、按也、由良由良は、助く彼なり、如此爲るは、死人も生反りなむ、

と詔ひき、此に至て宇摩志麻治命を詔して汝が父の天より受來りし瑞寶を

以て鎮せよと詔給ふ隨に瑞寶を齋ひて天皇太后の御爲と御魂を鎮め壽祚

と祈請と云き、凡後女の君も此祭を仕奉れり、舊事本紀、昔後女君遠祖天鈿女命眞

辟菴と登と三懸葛と手紙にし手は着鐸の牙を持て石屋戸の前よ、昔横履踏

響と、巧は歌舞て六神を和め奉りき、日本書紀、古語拾遺、故其舊儀此祭は神樂を主り、其

言本と擧て、一二三四五六七八九十と云て歌舞ふは、即此縁也、舊事本紀、天武天皇十

三年十一月丙寅、天皇代爲よ招魂と蓋鎮魂祭也、日本書紀、文武天皇大寶代制、十一

月中寅日を以て祭日と云、令集、神魂、高御魂、生魂、足魂、大宮寶、御膳魂、辭代主、大

直日神と祭、延喜式、平城天皇大同三年、忌部宿禰廣成神事の廢と云る事と歎

き、古語拾遺を上りて、數事と言ふ、其九は鎮魂の儀は、天鈿女命の遺跡なるよ、

御巫の職其氏を選ばせと、他氏を任さるゝは非也と奏云き、古語拾遺、嵯峨天皇

弘仁四年、左中辨小野朝臣野主奏と云、後女の興り、國史に詳と云て、其後今に

絶事なきを以て、其養田近江和邇村山城小野郷に在り、然るに小野の臣、和

邇部臣徒に人の利田を貪り、耻辱を顧みず、既に其氏ならせと、後女を貢る

事、且ば神事を亂り、又氏族を汚せり、願はくは所司に命せて、嚴に非氏を停め

給はく、祭祀盛りならせ、家門も止からむと申云く、かば、即勅云て之に従ひ、二

氏を停めて、後女公氏の女一人を定り、繼殿寮と進め、關する時ハ又補を以て

極例とせらる類聚國史類聚三代格、清和天皇貞觀の制、當日、所司預め神座を宮内省廳  
 事と設く、凡大臣以下座を西舍南と設け、少西と辨大夫座、其南に外記史座、又南  
 に太政官及左右史生座、又南少東と官掌座と設く、外記史式部丞録座は東舍  
 第二間にあり、太政官及左右史生、式部史生座は第二間、官掌省掌座は第三間  
 にあり、西二階大臣以下は、西舍の座に就き、神祇伯以下神部、青摺衣六字を着て、  
 式部、琴師、御巫、神部、卜部等と率て、供神物と持ち、庭中に入る、神部東階より升て、  
 神寶を堂上に置く、蓋所謂十種瑞寶也蓋字以下、據舊事本紀、次に神机を昇て、御座に供  
 ふ、神部四人各琴を持、左右に分れ、升て堂上に置く、神祇五位已上、六位已下、各  
 西階より升て座に就く、次大膳職、造酒司八代物を供ふ、縫殿寮、媛女を率ゑ、東  
 階より升り、次に内侍御衣匣を持ち、大内より退出、東階より升り、各座に就く、治  
 部省は雅樂歌人を率て、西階より升て座に就く、既して大臣西側階より  
 升て座に就き、召使をし、式部を喚ぶ、丞入て版に就く、即刀禰入と率て

と宣ふ、丞稱唯と位を復り、刀禰を召て、大夫五位各入て位に就く、外記史は  
 史生官掌等と率ゑ、西舍より出て屏下と立ち、式部省入と侍て、東舍座に就く、  
 位定る後、大臣召使とて、大藏省を喚ぶ、丞稱唯し進て版に就く、即綴木綿を  
 賜へ、と仰て、丞稱唯し退て録、史生、藏部等と率ゑ、木綿を箱に入て、先神祇官人  
 と賜ひ、次は大臣と賜ふ、録は五位已上、史生は判官以下、主典以上に賜ひ、訖て  
 神祇伯は琴師、笛工と召て、御琴に笛合せと命て、皆稱唯して、笛を吹き、琴を調  
 べ、神部も共と歌ふ事二成、次は雅樂歌人同音に歌ふ事二成、神部二人各拍子  
 に候ふ、御巫始て舞ふ、舞毎は巫部舞と譽て、阿奈多布止と云事三廻、大藏録、安  
 藝木綿二枚を箱に入れ、進て伯の前と置く、御巫宇氣槽を覆せ、其上と立ち、梓  
 と琴笛と合せて、槽と衝き、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十と計ふ、○按江家次第に、宮内省曹司廳東第一  
間、拮柶を設て祭物を置き、鈴附たる賢木を倚せ、其西は木槽を覆置くとある  
賢木は、即此の梓にて、古へに着録之予と云ひし物也、即鈴附たる梓木なる事、推  
て知るべし、姑  
附て考に備ふ、度毎は伯木綿を結び、葛箱と納ふ、女藏人御衣箱を開て、振動と

專拍子の如し、琴笛以下、參取弘仁神祇式、北山鈔、政事要略、宮主秘事口傳、薩戒記、次に御巫、諸の御巫、媛女、次に

宮内丞、侍從、内舍人、大舍人、各次を以て舞を奏し、舞訖、位に復し、辨大夫、官掌

と召し、宮内省を喚ぶ、丞稱唯し、版を就く、即御飯早速に賜はせ、めよと仰

せ、丞稱唯し、膳部をして御飯を賜はせむ、大膳進属以下、共に起て飯を神祇官

以下諸司に賜畢し、時に進、版に就く御飯賜畢と申し、諸司手を拍三段、酒三行、亦

手を拍專一度訖て、各退出、貞觀儀式凡神寶を堂上に置くの儀、此後聞ゆる事など、

延喜式、北山鈔、西宮記、江家次第、中宮東宮も又此祭を行ふ、貞觀儀式延喜の制、みな之に従ふ、凡其

祭所に供ふる御膳ハ、祭日神祇官齋院にして、御巫稻を舂き、鹿箱を用て之を

籠韓竈にて炊き、即藺筒に盛り、櫃に納れ、案上居之、神部二人をきて之を供

へとも、又鎮御魂齋戸祭あり、十二月神祇官齋院として、中臣事を行ふ、中宮東

宮又之を祭ふ、延喜式清和天皇貞觀二年、神祇官西院齋戸神殿に納る所ハ三所

齋戸ハ衣、及主上御魂と結ぶの緒は、盜の爲に盜み取らる、三代實錄所謂齋戸祭ハ

蓋齋戸神殿祭也、三代實錄、延喜式、

鎮火祭

鎮火祭、凡火災を防ぐ爲の祭なるを以て鎮火祭と云ふ、令義解上古神伊佐奈伎

伊佐奈美乃命、二柱國の八十國、島ハ八十島を生坐し、八百萬神等を生給ひて

麻奈弟子ハ火結神を生給ひ、石隱坐と、與美津枚坂に至り、思ほとく吾汝妹命

の知食上つ國ハ、心惡子を生置て來ぬと宣給ひて、返坐て更ハ、水神、匏、川菜、植山

姫四種の物を生坐て、此心惡子の心荒びそば、水神、匏、植山、川菜を詩て鎮奉

れ、事教悟し給ひき、延喜式鎮火祭即此に起る、日本紀文武天皇大寶の制、六月

十二月、官城外四隅として、卜部等火を饗て之を祭る、令義解延喜の制、又之に依

て神祇官祭官齋みして、其祭を行ふ、延喜式

道饗祭、凡惡魅の外より來るを饗と、邊めて、京師に入りざる爲の祭也、故道饗

祭と云、令義解文武天皇大寶の制、六月十二月、卜部等京城四隅の道上に、牛猪鹿

の皮を備へて、八衢比古八衢比賣、久那斗神と祀る、神名錄左右京職皆其祭に

道饗祭

預<sup>令義解</sup>、延喜の制、神祇官祭官齋<sup>集解</sup>とて、其事を行ひ、幣帛より五色薄純、倭文、

木綿、麻、庸布、鈿、牛皮、猪皮、鹿皮、熊皮、酒稻、鯨魚、腊、海藻、鹽と備ふ、鎮火祭幣ハ、唯

其牛猪鹿熊皮を除くのみ、餘は異なる事なし、<sup>延喜式</sup>凡疾疫ある時は、諸國を之

を祭ふ、聖武天皇天平七年、太宰府疫死の者多きと以て、幣帛を部内諸神に奉

り、又長門より以内諸國の守介として、専ら齋戒、道饗の祭を行はしむ、<sup>續日本紀</sup>

祈年穀祭

祈年穀祭、凡二月七月毎、幣帛を二十二社の神に奉て、年穀を祈ふ、故之を祈

年穀祭と云、其日は吉日を撰用ふ、<sup>建武年中行事、公事根源</sup>醍醐天皇延喜二年四月、祈年穀

奉幣を行ふ、祈年穀奉幣、此より始まる、初昌泰元年五月、祈雨の幣を十六社に奉

り、七月又幣を二十二社に奉る、凡伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、

大神、大和、石上、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴布禰、之を十六社と云ふ、<sup>日本紀略</sup>〇後十

名史に見ゆる者、之を始とせ、然るに二十二社注式、諸神記等の書、並に村上天皇

康保二年を十六社の始、後朱雀天皇長曆三年を二十二社の始としつれど、二十

二社十六社の稱、既ち昌泰元年に見えたるを以て、推考ふるに、其後社々を増も減

もして、定まれる事あり、長曆に至りて、二十二社を定めらるる也、始附て考ふ備ふ、

一、條天皇正曆二年、吉田、廣田、北野を加へ、五年、梅宮を増ふ、長德二年、祇園を加

へて、二十一家とせ、<sup>諸神記</sup>、二十一家保二年奉幣發遣の時、諸國幣料を進めざる

を以て、時過るまで幣物備らざ、所司急よ練絹を求めて、僅よ幣使を遣しき、<sup>權記</sup>

後、朱雀天皇長曆三年、日吉を加へて二十二社とし、幣を奉て、早疫の事を祈り

き、<sup>蓋筋鈔、諸神記</sup>、其後或は除き或は加へ、白河天皇永保元年に至りて、永く二十

二社の列に加はらるる、二十二社の制、蓋此より始まる、<sup>百鍊鈔、順光年中行事裏書</sup>、凡祈年穀

奉幣、散齋二日、致齋一日、天皇大極殿に御して、使を發遣し、伊勢幣使立の後、南

殿にして之を拜み給ふ、凡幣使、伊勢ハ王及中臣忌部各一人、石清水稻荷ハ、四

位一人、賀茂松尾平野ハ、參議及五位各一人、梅宮ハ、橘氏、吉田ハ、藤原氏、北野ハ

菅原氏の五位、丹生、貴布禰ハ、神祇官六位一人を差し、其他ハ各五位一人を用

ふ、<sup>江家次第</sup>其宣命を善くし、伊勢ハ緑紙、賀茂ハ紅紙を以てし、自餘ハ黄紙を用ふ、<sup>延喜式、朝野群載、江家次第</sup>

八十島祭

八十島祭蓋住吉神、大依羅神、海神、垂水神、住道神、各二、と祭、狹國は廣く

峻國ハ平けく、島の八十島墜、事なく、依、奉、事、と祈、故之八十島祭と云、

延喜式 文德天皇嘉祥三年、宮主、占部雄貞神琴師、管生朝臣末繼、典侍藤原朝臣泉

子御巫樓本連淨子を攝津國八十島に向は、ちむ、八十島祭蓋此、始まる、文德實錄

延喜の制、御巫、生島巫及史、御琴彈、一神部、二内侍、内藏屬、一舍人、二を難波津に遣

して、此祭を行ふ、住吉神主祝、大依羅、垂水、海、住道祝等、又之、預、中宮東宮共

に此祭あり、延喜式、按本書難波津を湖に作る、然れども、江家次第、日本紀畧みな津とあり、今始く之、と從ふ、朱雀天皇承平三

年、典侍滋野朝臣繩子繩子、據皇胤、紹運錄、難波津に至る、八十島祭を行ふ、日本紀畧、此後天皇

即位の後、一度此祭を行は、日本紀畧、左經記、小右記、西宮記、江家次第、按日本紀畧、冷泉帝安和

二年の後、此祭みえざるは、絶、にはあらそ、恆例なれをあるべき、

御贖祭、蓋天皇の御命を贖ふ爲、祭なるを以、御贖祭と云ふ、初成務天皇大

飯間食給はざりし時、多米連の祖小長田命、勅、御飯造り備へ奉ら、

御贖祭

し、平けく、聞食給ひ、かば、即小長田命に大炊の政を賜ひ、御田職に任し、

天皇御贖の政を掌らしめ給ひ、此時四方國造等、御命贖の人と獻りて、仕

奉り、御贖祭蓋此に始、政事要畧、引多、米氏本系帳、嵯峨天皇弘仁五年六月、聖體不豫給

ふと以、御贖祭を行ふ、此後毎年六月十二月の朔日より、八日、至るまで、御

巫等御饌を進る事に仕奉る、即緒年中行事、年中行事秘鈔、公事根源、

大神寶使祭、凡天皇即位の年、使を諸社に遣し、神寶を奉る、天下に政知看給ふ

由を告、故之、大神寶使と云ひ、又一代一度大神寶と云ふ、日本紀畧、北山、清鈔、參取小右記、

和天皇貞觀元年正月、天下諸社に、神寶を奉る、仍て建禮門前に大祝、七、月、

賀茂御祖別雷松尾平野大原野乙訓大神石上春日富麻住吉丹澤杜本氣比氣

多日前國懸の社に、使を差し、神寶幣帛を奉り、三代實錄、醍醐天皇昌泰元年、使を伊

勢太神官及五畿七道の諸名神に遣、神財を奉り、又宇佐宮よも之を奉り

日本紀畧、朱雀天皇承平二年、一代一度大神寶を伊勢及諸社に奉ら、

大神寶使祭

一度大神寶蓋此に始まる、日本後一條天皇寬仁元年、神寶を四十八所より奉る、

凡伊勢、度會、宇佐、二所○按本書二所は、宇佐香椎を云ふに似たり、香椎の神寶を、宇佐使の兼る例あれば也、石清水、二所賀茂、

上日前、國懸、山城、國懸、神、稻荷、松尾、平野、大原野、大和國春日、大和、大神、石上、

川、河内國恩智、平岡、攝津國住吉、大羅、生田、長田、伊勢國多度、尾張國熱田、駿河國

淺間、伊豆國三島、下總國香取、常陸國鹿島、近江國日吉、美乃、國不破、信乃、國須波、

上野國貫前、下野國二荒、陸奥國楡葉、出羽國大物忌、若狹國若狹彦、越前國氣比、

能登國氣多、加賀國白山、出雲國熊野、杵築、播磨國伊和、美作國中山、備中國吉備

津、安藝國伊都岐、島、伊豫國大山津見、筑前國宗像、住吉、筑後國高良、肥後國阿

蘇の社は也、按本書四十八所と云もの、伊勢宇佐を省きて石清水以下を數へた

此數も同じ、但攝津國五所、山陰道三所、山陽道五所とありて、本書各一所を關するが如くなれど、總數之異なる事あり、又江家次第に、延文元年の例を奉て、四十

九所とするは、伊勢をのみ除たるにて、其山陰山陽の社數も本書も同きを、南海道三社とあるは、異なるに似たり、其二社は日前國懸を云りと聞ければ、其實

は即五十所也、又按小右記寬仁元年條、此事を載て、神祇官勘奏に、京中畿内神

社、疑はまき所ありと云を以て、新に大原野、吉田、北野等の社を入るとあれば、本

書に吉田、北野なきは、後に議ありて、除きたるにやあらむ、始附て考に備ふ、其神寶伊勢以下十所に、金銀幣二枚及

錦蓋、四角に金銅鈴を附玉佩、一尺、鏡、金銅鈴各一、平文、麻桶、線柱、梓劍、赤漆弓、箭四筋、其他

諸社には、御幣一捧、絹錦各五正、糸五兩、及平文麻桶以下數種、紫綾蓋、五寸鏡と奉る、左經記

凡其日以前、所司日時を勘へ、諸使を定む、期に及て、使等各宮城より向て、神寶宣

命を受く、伊勢に使王及中臣忌部、宮中京中七社に、殿上人、畿内ハ諸大夫各一

人、七道は藏人、雜色各一人を使じす、北山鈔、江家次第、此月、天皇沐浴し給ひ、石灰壇より

御志、先伊勢太神、次宇佐宮の幣帛を拜坐して後、諸社の幣帛神寶を發遣し給ふ、

其儀常の如し、江家次第鳥羽天皇天承以來、朝廷祭幣みな禮典の如くな事あり、

は、故之を諸國より召す、猶進濟を致さざる者あり、中右記、續本朝文粹百鍊鈔、後嵯峨天

皇寬元三年、大神寶使を發遣し給ふ、及て、亦祭料を諸國より充て、或ハ未進の

國を責め、僅よ其用に足らぬ給ひ、平戶記

大祓、凡百官の人、祓所より集ひて、各其過犯せざる種々の罪穢を祓潔むると以て、

大祓



大祓と云ふ令義解、上世伊弉諾尊黃泉國より還坐時筑紫の阿波岐原として

御身ハ穢ニと御禊祓し給ひ、素盞鳴尊天罪と犯す時、諸神相議り、千位置戸チノカキを負

せて、其罪を贖ひ祓はらむ日本書紀、古事、祈謂大祓贖物みな此より始る釋日神

武天皇都を橿原に定給ふ時、天兒屋命孫天富命とて、天罪國罪を祓はらむ

古語凡ア畔ハ離ハ溝ハ理ハ樋ハ放ハ頻ハ蒔ハ串ハ刺ハ生ハ刺ハ逆ハ刺ハ尿ハ戸ハ之ハと天罪と云ひ、生膚斷イキ、死膚斷シ、

白人シロヒト、胡久美コククミ、巳母犯罪ミボトノトミナシ、巳子犯罪ミコノトミナシ、母與子犯罪ハハトコトミナシ、子與母犯罪コトミナシ、畜犯罪ウシノトミナシ、昆蟲コノムシの災ハ高津

鳥トリの禍ハ畜ハ蠱ハ物ハ之ハと國罪と云ふ延喜、此後中臣氏祓祠と宣ふ事と掌ふ令義

式古語、故其祓祠を中臣禊詞と云拾遺、凡祓は諸國大祓あり、百官大祓あり日本書

記、令、仲哀天皇崩坐オホキナカ時、皇后息長足姬尊ミコト神教を畏み給ひ、國の大奴佐を取り、

天罪國罪の類を求て、國の大祓せさせ給ひき、國の大祓、此より始まる古事記、天

據延喜式、天武天皇四年詔して、天下國別に、國造ハ馬一匹、布一常、郡司は各刀、鑿、刀

子並一口、鹿皮一張、矢一具、稻一束、戸毎に麻一條を出して、解除せらめ、九年又

天下大解除を行ふ日本書紀、文武天皇大寶の制、六月十二日、晦日と以て、百官男

女の大祓を行ふ、凡ト東西文部祓刀トを奉り、漢音の祓詞を讀終る後、悉く其祓所

に集ひ、中臣禊詞を讀み、卜部解除を行ふ、百官の大祓、蓋此に始る、其諸國大祓

は、飛鳥淨御原宮の制に從ふ令義、元正天皇養老五年、始て文武百官を以て、妻

女姊妹を率て、大祓に集はらめ、聖武天皇神龜三年、東文忌寸等辨官に仕ふる

者として、祓刀を上るべく制給ひ續日本紀、桓武天皇延暦六年六月晦詔して、今

より後、東西文忌寸等諸司主典以上者と以て、祓刀を上ららむ令義、清和天

皇貞觀の制、其日神祇官中臣、文部四國に卜部を率入て、荒世和世御服及御麻

と捧る各供奉訖て、御麻を卜部に授て、祓所に向ふ、次に東西文部横刀を奉

り、御訖て退出、次に中臣官主、卜部の荒世と執る者を率ゑ、階下に就き、席上に

置く、官主之を披り、中臣に授け、中臣女に授く、即御體を執量る事五

度、次に官主埴を取て奉り、御訖る各卜部に授く、和世を奉る、又此の如し、其

荒世は卜部と給ひ、和世は宮主に賜ひ詔て、皆退出て河上に解除と、中宮東宮に御麻御贖を奉るの儀、大概之に准ふ、午四刻、神祇宮内、縫殿等官省掌、延政門外より候ひ、百官祓處と會集ふ、是よりさき神祇官祓物を朱雀門前路の南に陳ぬ馬其南に向ふ、○按北山抄江家次第に馬六匹を立て稻四五束を積事あり、所司座を朱雀門及東西仗舎に設く、大臣以下五位已上の壇上に、四位以下座と南階東第一間に設く、第二間を参議以上座と、其女官も亦壇上四方に在り、班幔を以て之を隔つ、外記、史中務、式部、兵部三省は東仗舎に、西面北上し、彈正は西仗舎に東面北上と、祝詞座は路の南西に在り、座前より軾布を敷く、未一刻外記以下各座に就き、自餘の諸司東仗舎の東頭に屯立つ、時より式部兵部は省以上起て座に就き、刀禰を唱計ふ、彈正忠は疏をして臺掌を喚ぶ、版を西舎前に置る、次に三省より掌列り趨て版を置き、退出る舎南に立つ、式部兵部省掌更に出て諸司諸術を召計ふ、式部丞は録より目して省掌を喚ぶ、兵部中務又此の如し、三省掌稱唯し、共

より列て版に就く、三省丞命せて云く、ウツカツカキ刀禰の數札速に申さしめよ、三省掌稱詔て、共に列て趨り出つ、式部省掌、文官を引列て、式部版に就く、貫首者申て云、司々申さく刀禰の數札進呈と申と、丞即進呈と仰す、諸司共に稱唯と、中に分れ、各最後者に授く、最後者其札を疊み、進て録前より置き、座より復る録即司々申さく刀禰數札若干枚申給と申す、丞云、縦諸司共に稱唯趨り出つ、兵部中務亦此の如し、詔て御麻既より到ると候て、祓稻と挿む、○按祓稻を挿は、北山抄既に朱雀門の前に積置る稻を以て、卜部が持來る御麻を挿こと見えたり、さて稻を用ふるは、皇孫降臨の時、千穂の稻を散きて、雲霧を拂ひまじし故事の如く、大御身は聊の曇りなく、祓清め給ふの義にや、又切麻、大麻に稻をさそ事は見えざれど、大上中下の祓物に中より稻あれを、祓る稻を用ふるは、常あるにや、姑附て考ふ、辨大夫並三省輔各一人、官吏及三省丞録趨り庭中に立つ、五位前より在り、六位後に列る、辨大夫大祓處に、マカウコトナ參集れ、刀禰數申給ふと申す、次に三省目錄を申畢る、大臣常の任に祓せよと宣る、辨以下共稱唯と、次に隨て各位より復る、式部、兵部、又省掌と、して刀禰を召しむ、省掌稱唯、各位より復り、刀禰參り進めと云

荒世は卜部と給ひ、和世は宮主に賜ひ訖て、皆退出て河上に解除せ、中宮東宮に御麻御贖を奉るの儀、大概之に准ふ、午四刻、神祇宮内、縫殿等官省掌、延政門外へ候ひ、百官祓處へ會集ふ、是よりさき神祇官祓物（カマツキモノ）を朱雀門前路の南へ陳ぬ馬其南に向ふ、○按北山抄江家次第に馬六匹を立て稻四五束を積事あり、所用座を朱雀門及東西仗舎に設く、大臣以下五位已上は壇上に、四位以下座を南階東第一間に設く、第二間を参議以上座とせ、其女官も亦壇上西方に在り、班幔を以て之を隔つ、外記、史中務、式部、兵部三省は東仗舎に、西面北上し、彈正は西仗舎に東面北上し、祝詞座は路の南西に在り、座前へ軾布を敷く、未一刻外記以下各座へ就き、自餘の諸司東仗舎の東頭に屯立つ、時より式部兵部は省以上起て座に就き、刀禰を唱計ふ、彈正忠は疏をして臺掌を喚ぶ、版を西舎前に置三む、次に三省へ掌列り趨て版を置き、退出る舎南へ立つ、式部兵部省掌更へ出て諸司諸術を召計ふ、式部丞は録目とて省掌を喚ぶ、兵部中務又此の如し、三省掌稱唯し、共

よ列て版に就く、三省丞命せて云く、（ツカセカキ）刀禰（トノチ）の數札速（カズメ）に申さしめよ、三省掌稱訖て、共に列て趨り出つ、式部省掌、文官を引列て、式部版へ就く、貫首者申て云、司々申さく刀禰の數札進（マシ）と申せ、丞即進（マシ）と仰す、諸司共に稱唯と、中に分れ、各最後者に授く、最後者其札を疊み、進て録前へ置き、座へ復る録即司々申さく刀禰數札若干枚申給と申す、丞云、（マシ）諸司共に稱唯趨り出つ、兵部中務亦此の如し、訖て御麻既よ到るを候て、祓稻と挿む、○按祓稻を挿は、北山抄既に朱雀門の前に積置る稻と以て、卜部が持來る御麻を挿こと見えたり、さて稻を用ふるは、皇孫降臨の時、千穂の稻と散きて、雲霧を拂ひまきし故事の如く、大御身は聊の曇りなく、祓清め給ふの義にや、又切麻、大麻に稻をさそ事は見えされど、大上中下の祓物に中へ稻あれを、祓は稻を用ふるは、常あるにや、姑附て考ふ、辨大夫並三省輔各一人、官吏及三省丞録趨る庭中へ立つ、五位前へ在り、六位後に列る、辨大夫大祓處へ、（マシ）参集れ、刀禰數申給ふと申す、次に三省目錄を申畢る、大臣常の任と祓せよと宣る、辨以下共稱唯と、次に隨て各位へ復る、式部、兵部、又省掌とて、刀禰を召しむ、省掌稱唯、各位へ復り、刀禰参り進めと云

ふ、時、外記以下座を起ち、降て東舍南頭より列り、式部兵部の丞録は、文武官刀  
 禰を引て、西面北上より列り、彈正忠疏降て舍南頭より東面北上より立つ、立定て、  
 神祇官切麻を諸司より班ち給ふ、凡麻を切て諸人より頒つと切麻と云ひ、集め建  
 て人毎より引とらしむるを大麻と云ふ、凡麻以下、參取本書  
大意、古今和歌集、中臣趨て座より就き、  
 祝詞を讀み、聞食と稱ふに及て、刀禰皆稱唯し、祓畢て神祇官大麻を上卿以下  
 此座前に行き、次より五位以上の切麻を禰て、後各退出、真觀儀式、參取  
北山鈔、西宮記、初大祓に  
 中臣氏管麻を刈斷て、事を行ふ、後世より至て、管を以て輪と造る之と、管拔輪と  
 云ひ、茅を以て造ると茅輪と云ひ、即祓袂の供ふ、蓋古への遺風也、延喜式、新千  
載集、江家次  
第、國大曆、凡卜部の解除をなし、文部は祓刀を奉り、祓詞を讀むもの、大寶の制より  
 公事根源、起る、爾後陰陽師の説頼りより行せり、古風大より衰ふ、令義解、延喜式、北  
山鈔、江家次第、圓融天皇  
 天元五年六月の大祓に、公卿一人を參る者なく、内侍等障を申と、祓所に至ら  
 ざるを以て、右少辨藤原惟成、藤原據公  
卿補任、と上代とと、女史を内侍代として、之と

祈雨神祭

行ふ、當時神事のなほざりな事、此れ如し、小右  
記、是より後、大臣大祓より臨む事、  
 終に絶より、北山鈔、江  
家次第、凡臨時大祓は、大嘗前後の祓、文德實錄、  
三代實錄、齋王卜定、及群行  
 三代實錄、等れ如き、朱雀門前より之を行ひ、續日本後紀、  
日本紀略、伊勢奉幣、大神寶、及死穢  
 火災の類、みな之を建禮門前に行ふ、三代實錄、  
日本紀略、  
 祈雨神祭、凡早霖毎に此祭を行ふ、初天武天皇四年夏、大旱を以て、使を四方より  
 遣と、幣帛を捧て諸神祇を祈り、持統天皇六年六月、使を四畿内より遣して、雨請  
 せ、日本  
書紀、祈雨奉幣是よりして滋し、日本書紀、  
續日本紀、醍醐天皇延喜の制、五畿内大社八  
 十五座を定めて、祈雨神とと、凡其祭幣、祈雨の座別に絹五色薄縹、綿、木綿、  
 麻、調布、庸布を供ふ、其丹生、川上、貴布禰社に、黒毛馬各一疋を加ふ、霖雨を止る  
 時は、白馬を用ふ、延喜  
式、

名神祭

名神祭、凡天下名神大社の神を祭る、延喜  
式、聖武天皇天平二年、使を遣して渤海  
 信物と諸國名神社に奉る、名神社始て此に見えより、續日  
本紀、醍醐天皇延喜に

制名神大社に預る神凡三百九座の中二百八十五座を定めて名神祭に預ら  
る。○按本書印本を載る名神の社を總數ふるに、三百八座なれど、京極本に越  
中國射水郡射水神社名神大とあるを合せて、三百九座也。然るに臨時祭式  
名神祭二百八十五座と標て、其神社を載せたるを數ふれば、印本二百八十八  
座ありて、三座衍れり、かくて其を神名帳に合せ檢ふるに、陸奥國川田神社二座、  
御上神社一座とある、三座はもとより帳に載られず、全く近江の川田御上社を  
重覆て記せる事決ち去、故之を削る時は、二百八十五座の總數に符合へり、さて  
名神大社に去て、名神祭に預らざる者、尾張國大神、甲斐國淺間、近江國兵主、信濃  
國武水別命、建御名方宮命、彦神別、若狹國宇波西、越中國射水、但馬國氷谷、御出石  
紀伊國熊野、讚岐國田村、城山、伊豫國伊曾乃、姫坂、伊豫、土佐國都佐、筑前國糠橋、豐  
前國宇佐、肥前國田嶋、山城國天津石門別、稚彦、大和國葛木水分と二十一座あ  
るは、いかなる故にや詳ならず、姑附て考に備ふ。凡其祭幣、座別ニ純、綿、絲、五色薄、總、木綿、麻と奉る、若大  
禱ある時は、細布等を加へて之を祭る。式、延喜

霹靂神祭

霹靂神祭、凡霹靂神の荒魂和魂を祭る供ふるに粥を以て、若新たに霹靂神  
あれば、即鎮祭て之を山野に移奉らる。式、延喜  
原基經年穀れ爲に雷公を祭る感ありしより、毎年の秋、其祭を行ひ、醍醐天皇  
延喜四年十二月雷公を北野に祭る、此後恆例たり。西宮  
記、霹靂神祭も、又或ハ此

遣蕃國使祭

遣蕃國使祭、凡使を外蕃に發遣給ふ時、天神地祇と郊野に祭る。式、延喜  
元正天  
皇養老元年、遣唐使神祇と蓋山の南に祭り、光仁天皇寶龜八年、天神地祇と春  
日山下に拜奉る即是也。續日本紀、醍醐天皇延喜元制、其祭庭は、國司之を掃修め、所  
司苦を葺き座を設け、各祭所と會集ふ、神祇官其神部を率て祭を行ふ、大使  
自ら祝詞を申し、神部の幣を奠ふ、事訖、大使以下、各私幣を供ふ、神部執て之  
を神座に奠ふ、其船を遣ふ時ハ、木に神山の神を祭り、其船居を開く時は、神祇  
官使と住吉社に差て、之を祭らる。式、延喜

却送蕃客神祭

却送蕃客神祭、凡蕃客入朝の時、之を畿内の界に迎へ、其蕃神と却ふ祭を行  
ふ、客等京に至る比ほひ、祓麻を給ひ、祓除はしめて後京に入ふ事を許さ、其  
前二日京城四隅にして障神祭を行ふ。式、延喜  
上古伊弉諾尊黃泉國より還りて、  
泉津平坂に至座時、黃泉神追奉りき、故千人引磐石を其坂路に塞て、御杖を投

て此より來なと詔ふ之と岐神と云ふ岐神の本名は來名戸之祖神と云り、  
日本書紀、障神祭蓋此と始是後世所謂道祖神即是也、延喜式、倭名鈔大要、又唐客京、  
入時ハ使二人及中臣と畿内外に遣して路次神と祭是之と唐客入京路次神  
祭と云ふ宮城四隅疫神祭畿内堺十處疫神祭並光仁天皇寶龜元年に起  
是、光仁以下、據續日本紀、此他延喜制鎮靈鳴祭鎮水神祭鎮御在所祭鎮土公祭鎮新宮地  
祭御意御井產井御川水御袂羅城御贖八衢祭行幸時祭の如き皆臨時之と  
行ふ、延喜式、其事煩瑣とくして記さずと違あらざ、

神祇志料卷之五終

五之卷正誤

- 一張左 新當作祈 ○同九 祝當作祀 ○同十 祀當作祠 ○四張右 民當作氏 ○
- 同七行 裏當作衰 ○同九 赫當作赫 ○同十 勅當作勅 ○同十 呈當作呈 ○同張左
- 同五行 管當作管 ○同七 歷當作曆 ○同十 徒當作徒 ○五張右 比當作此 ○同十 齋テ當作
- 六張左 諸當作緒 ○同左十 絶當作絶 ○九張左 贊當作贊 ○十張右 絶當作
- 七行 絶 ○同十 囊當作裏 ○同左 侍當作侍 ○右一行 神下脱物 ○同五 徒下脱
- 同七行 座、上脱履 ○十九張幣、下と當作よ ○廿二張右 接當作接 ○廿三張忠、下脱
- 疏 ○卅三張 侍當作侍 ○卅四張 詩當作持 ○卅五張 羅シ當作 ○同十 小オ當作 ○
- 卅七張 祈當作所 ○四十張左 と當作よ ○四十一張 使カスツカヒ作ナ也
- 左三行 祈當作所 ○二行注

明治七年十二月十七日官許  
同 九年二月出版

東京赤坂表三丁目三番地

著述出版人

栗田寬

甲府

常盤町三十八番地

書林

内藤傳右衛門

|     |
|-----|
| 11  |
| 9   |
| 110 |



